「令和3年度課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」 公募要領

> 令和3年6月 株式会社三菱総合研究所

目次

1	本	事業概要	3
	(1)	背景	3
	(2)	事業概要及び公募対象	3
	(3)	事業全体のスケジュール	4
2	公	募要件	5
	(1)	応募資格	5
	(2)	応募の対象範囲	5
	(3)	実施内容	5
	ア.	. 実証環境の構築	5
	イ.	. ローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討	8
	ウ.	. ローカル5G活用モデルの創出・実装に関する調査検討	11
	Ι.	. 普及啓発活動の実施	17
	才.	. 成果報告書の作成	17
	(4)	実施体制	18
	ア.	. コンソーシアム構成	18
	イ.	. 役割の設置	18
	ウ.	. 情報保全体制等	18
	(5)	実証期間	19
	(6)	事業費	19
	(7)	進捗管理等	19
	ア.	. 採択後の対応	19
	イ.	. 実施計画書の作成	20
	ウ.	. 実証期間中の進捗管理	20
	Ι.	. 関連事業への協力	20
	才.	. 成果報告	21
	(8)	経理処理及び関連事項	21
	ア.	. 会計処理担当	21
	イ.	. 経費支出計画書	21
	ウ.	. 経費に関連する証書等の作成・整理および報告	21
	工.	. 経費処理に関連する検査への協力依頼	22
	(9)	納入成果物等	23
	ア.	. 成果物	23
	1	納入場所	24

ウ	7. 納入期日	24
(10)) 契約	24
ア	7. 基本的条件	24
1	, . 契約金額	24
ゥ	7. その他	25
(11)) その他	
3 提	是案要領	26
(1)	提出物	26
(2)	提出先	26
(3)	提出期限	26
(4)	提案にあたっての留意点	27
ア	7. 提案の手順	27
1	, . 提出物全般	27
ゥ	7. エントリーシート	27
エ		28
才	提案書概要	28
カ	」. 支出計画書	28
+	=. その他	28
4 評	平価・選定及び採択	29
(1)	評価・選定及び採択方法	29
(2)	審査基準	
(3)	採択決定後の流れ	32
5 関	関連発表及び法令等	33
(1)	関連発表	33
(2)	関連法令等	33
別紙 1	1 技術実証実施要領	34
別紙2	2 注文条件 (室)	30

1 本事業概要

(1) 背景

第5世代移動通信システム(5G)は、超高速・超低遅延・多数同時接続といった特長を有しており、 我が国の経済成長に不可欠な Society 5.0 を支える基幹インフラとして、様々な産業分野での活用が期待 されている。このうち、地域の様々な主体が自らの建物や敷地内でスポット的かつ柔軟にネットワーク を構築できる第5世代移動通信システム(以下「ローカル5G」という。)は、令和元年 12月 24日に 制度化、令和2年 12月 18日に周波数帯域が拡充され、農業や製造業、建設現場等様々な分野における 課題の解決や新たな価値の創造への活用、ポストコロナにおける「新たな日常」の構築、デジタルトラ ンスフォーメーションの推進にも寄与することが期待されている。

ローカル5Gの利用においては、一般的な無線局と同様、同一又は隣接周波数を使用する他の無線局との混信を避け、適切に電波を使用するため、国による技術基準等が定められており、技術基準等の範囲内での運用が義務付けられている。

国(総務省)では、5 Gの特長を最大限に享受し、様々な利用環境におけるローカル5 Gの活用ニーズを満たせるよう、ローカル5 Gのより柔軟な制度の実現及び低廉かつ安心安全なローカル5 Gの利活用の実現に向け、令和2年度から、現実の様々な利用場面を想定した多種多様な利用環境下において、電波伝搬等に関する技術的検討を実施するとともに、ローカル5 G等を活用したソリューションを創出する「課題解決型ローカル5 G等の実現に向けた開発実証(以下「開発実証事業」という。)」に取り組んでいる。また、開発実証事業を通じ、2030 年頃に見込まれる「Beyond 5G」の実現にむけ、ローカル5 G等の産業・公的利用の促進により、Beyond 5G ready な環境づくりに向けた成功のモデルケースを多数創出することも合わせて期待されている。令和2年度開発実証事業では、ローカル5 G等を活用したソリューションの創出に資する19件の実証事業が実施され、成果が取りまとめられ、令和3年度の開発実証事業の実施方針とともに公表されたところである(令和3年4月16日付け総務省報道発表)

(2) 事業概要及び公募対象

株式会社三菱総合研究所(以下「当社」という。)は、総務省より『課題解決型ローカル5G等の実現に向けたローカル5Gの電波伝搬特性やローカル5G等の活用に関する技術的検討並びに調査検討の請負』を請け負い、上記の実施方針に基づき、ローカル5Gのより柔軟な制度の実現及び低廉かつ安心安全なローカル5Gの利活用の実現等に向けた検討を実施することとしている(以下、総じて「令和3年度開発実証事業」という。)。

令和2年度開発実証事業では、ローカル5Gの性能等について評価・検証が行われたところ、通信品質の安定性や周辺技術や機器の性能との連携等、ローカル5Gを活用したソリューションとして更なる向上や改善の必要性が指摘された。また、ローカル5Gの普及展開の観点からは、ユーザ企業等が求める経済性や費用対効果、ビジネスモデルの面においても課題が顕在化しており、実装性を高めるための一層の工夫が求められている。

¹ 「課題解決型ローカル 5G 等の実現に向けた開発実証」に係る令和 2 年度成果及び令和 3 年度実施方針の公表(令和 3 年 4 月): https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000291.html

令和3年度開発実証事業では、令和2年度開発実証事業において明らかになった課題等を踏まえ、電波伝搬等の詳細なデータの取得やローカル5G等を活用したソリューション創出・実装に向けた実証を行い、今後考えられるローカル5Gの技術基準等の改定の方向性等の技術的課題の検討やローカル活用モデルの普及に向けた課題の解決方策等について考察を行っていく。

このため、本公募は、当社が調査研究請負事業者として、当該調査検討を遂行する上で必要な開発実証事業について、実証コンソーシアム(詳細は「2(1)応募資格」を参照)からの提案を公募するものである。

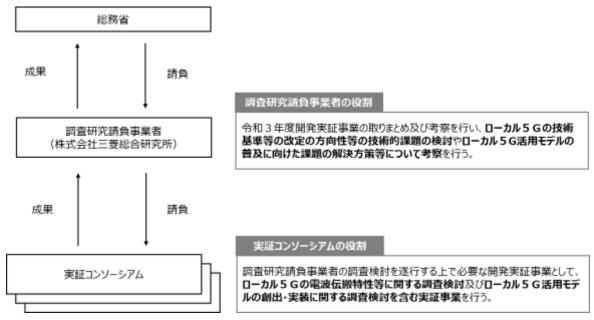


図 1 令和3年度事業の全体像及び公募の範囲

(3) 事業全体のスケジュール

実証コンソーシアムは、以下のスケジュール(予定)を踏まえて、計画を設定すること。(詳細は「3 提案要領」を参照)。

令和3年4月16日 令和2年度成果及び令和3年度実施方針の公表 令和3年6月~(30日間) 提案の公募 令和3年7月~8月 提案の評価及び選定 令和3年8月 令和3年度実証内容の報道発表

令和3年12月 中間成果報告会の開催

令和4年3月上旬 実証コンソーシアムによる成果報告書の提出

令和4年3月 最終成果報告会の開催

2 公募要件

公募に係る要件は、次の(1)~(11)のとおりである。

(1) 応募資格

民間企業、地方公共団体、大学、NPO 法人等、電波伝搬等の技術的検討やローカル5 G等を用いた ソリューションの検討等を行うのに必要な関係者から構成されるコンソーシアム(本事業に関与する者 を全て含むものとし、以下、「実証コンソーシアム」という。)を対象とする。実証コンソーシアムは、 本事業の取りまとめ等を行う代表機関を定め、当該代表機関は、「(10)契約」を含む公募要件に係る一義 的な責任を負うものとする。

なお、農林水産省『スマート農業加速化実証プロジェクト (ローカル 5 G)』と連携して実証を実施することを希望する実証コンソーシアムは、両事業に応募すること。

(2) 応募の対象範囲

実証コンソーシアムは、本公募要件を満たす実証内容を提案すること(以下「基本提案」という。)。 後述する「イ.ローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討」及び「ウ.ローカル5G活用モデルの 創出・実装に関する調査検討」においてそれぞれ設けている「追加提案(任意)」は、基本提案には含ま ない。なお、追加提案のみ提案することはできない。

(3) 実施内容

実証コンソーシアムは、次のア~オに掲げた事項を実施すること。

ア. 実証環境の構築

実証の実施を目的として、以下①~⑥の要件を満たす実証環境を、契約後速やかに構築すること。なお、実証環境において本事業に活用可能な機材、環境等が既に構築・提供されている場合は、当該環境を最大限活用することとし、構築・運用に係るコストを可能な限り削減し、代替可能性及び事業継続性を考慮した持続可能な普及モデルとして必要かつ十分な要件を備えたものとなるよう構築すること。環境構築にあたっては、不測の事態等に対応できるよう、環境設備上及びスケジュール上に十分な余裕を確保すること。

① 対象周波数帯

ローカル5Gの周波数帯(4.6GHz~4.9GHz 帯、28.2GHz~29.1GHz 帯)のいずれかを選択すること。実証内容により、複数のローカル5Gの周波数帯を活用することも可能とする。

なお、キャリア5Gの周波数帯を代用する場合、ローカル5Gの周波数帯による実証と同等の成果を得られる根拠及びキャリア5Gを利用しなければならない具体的な理由を提案書に記載すること。

ローカル5G以外の無線通信システム(LTE(地域BWA等)、LPWA等)も活用する場合は、その活用する理由を説明の上、ローカル5Gと同様に提案すること。

② 実施環境

後述する「イ.ローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討」及び「ウ.ローカル5G活用モデル

の創出・実装に関する調査検討」に適した実施環境を選定すること。実施場所(屋内・半屋外・屋外)、 地形(平地・斜面・水面)を選択(複数選択可)するとともに、実証を行う場所の地図上にカバーエリ アが記載された図を入れ込む等、提案書において実施環境の妥当性を示すこと。

③ ネットワーク・システム構成

本実証の実施を実現するためのネットワーク及び必要な機能を具備したシステムを構築すること。提案書において、構築するローカル5Gの基地局等無線通信システムの他、端末(センサー等を含む。)・コアネットワーク・プラットフォーム(クラウド等)・アプリケーション等各レイヤーの構成について、それぞれの機能と役割、数量・設置形態(固定・可搬等)・ベンダ、基地局のエリアカバレッジ、設置場所、構築スケジュール、基地局等の無線機器の調達先等について具体的に記載するとともに、同環境が最も効率的なシステムであることを説明すること。

④ システム機能・性能・要件

本実証の実施に必要な機能及び性能を具備するシステム(基地局、機器・端末等)を準備すること。提案書において、無線区間及びシステム全体として必要とされる伝送帯域や遅延等の通信性能について具体的に記載するとともに、その妥当性について説明すること。

⑤ 免許及び各種許認可

実証コンソーシアムの免許申請者は、無線局免許の取得にあたっては、無線局の設置予定の場所周辺の携帯電話事業者が開局している(又は開局予定の)キャリア5G及びローカル5G等の無線局との干渉調整の上、携帯電話事業者及びローカル5Gの免許人等の承諾をあらかじめ得る必要があることから、採択後、速やかに携帯電話事業者等との周波数調整を開始し、合意を取れた上で、総務省総合通信局に無線局免許申請を行い、実証開始までに無線局免許を取得すること。

また、無線局免許のほか、当該実証場所で本実証を行うのに必要な許認可等があればそれを洗い出し、取得までの具体的計画(無線局免許であれば想定される干渉調整相手、免許申請先、必要な許認可であれば手続内容、申請先等)及びスケジュールを提案書に記載すること。

また、実証コンソーシアムの免許申請者は、契約後(採択後)、直ちに必要な免許等を得られるよう実 証コンソーシアムの構成主体から事前に必要な情報を取得しておくこと。

⑥ その他要件

実証環境の構築にあたっては、以下の要件を全て満たす旨を具体的に提案書で説明すること。

- 構築するローカル5G等を含む具体的なシステムについては、以下の基本要件を踏まえること。
 - ▶ 後の技術発展を柔軟に取り込めるよう、国際規格やオープンな技術に依拠し、普及段階において機能拡張が可能な設計とすること。
 - ➤ 5 G基地局については、3GPP で策定作業が進められている 5 G無線アクセスの仕様の最新の標準化状況を踏まえた無線インターフェースを用いること。
 - 基地局、コア設備等については、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促

進に関する法律(令和2年法律第37号)に基づく開発供給計画認定²を受けた実績を有する事業者が開発供給した機器であること。同認定を受けた実績のない事業者が開発供給した機器にあっては、ローカル5G導入ガイドライン³に記載の「サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策」を講じていると認められること。

- ▶ 事業で導入するシステムについては、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達 手続に関する申合せ」(2018 年 12 月 10 日関係省庁申合せ) ⁴等に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。
- ▶ 特に、クラウドサービスの利用等、外部のネットワークへの接続やデータ伝送を伴う場合、個人情報の管理等を含め、サイバーセキュリティ対策を講ずること。
- 必要に応じて機能改善を行えるように進めること。
- ▶ 横展開が容易に実現可能となる仕組みを検討すること。
- 「③ネットワーク・システム構成」のうち開発を伴う機器を利用する場合、その旨と開発の内容を 提案書に明記するとともに、現地検証前にラボ環境で環境要因を極力排除した機器固有の性能を確 認すること。開発を伴わない機器を利用する場合、適切な検討に資するよう、ベンダの品質保証試 験評価データ等を入手するか、または現地検証前にラボ環境で環境要因を極力排除した機器固有の 性能を確認すること。
- 実証開始前に、実証参加者等に対するシステム利用に関する研修を実施する等、適切な方法により、 実証目的及び実証内容等を説明すること。実証期間中、ヘルプデスクを設置する等、実証参加者等 からの問合せ等に対応するとともに、不具合が発生した場合に備え、迅速な対応体制を整備し、原 因を特定し対処すること。
- 実証期間中の実証環境に係る不具合や問合せ等は記録することとし、実証成果の取りまとめにも記載すること。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html

² 同法に基づく認定状況は以下を参照:

³ 「ローカル5G導入ガイドライン」(令和2年12月改定): https://www.soumu.go.jp/main_content/000722596.pdf

^{4 「}IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(関係省庁):

イ. ローカル5 Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討

実証コンソーシアムは、下記①に示す実証の目的・狙いを念頭に、下記②に示す実証内容を実施する こと。なお、本実施内容は「技術実証」と呼称する場合がある。

① 実証の目的・狙い

様々な分野における利用用途や利用環境で柔軟にローカル5Gシステムを構築できるよう、ローカル 5Gシステムのエリア構築に関する技術の確立と他システムとの干渉調整を柔軟にするため、ローカル 5Gの適切な技術基準等の改定や低廉な機器の普及に資する検討を行うこと。

② 実証内容

実証コンソーシアムは、様々な利用環境におけるローカル 5 Gの活用ニーズを満たせるよう、 $4.7 \mathrm{GHz}$ 帯 $(4.6 \mathrm{GHz} \sim 4.9 \mathrm{GHz}$ 帯)又は $28 \mathrm{GHz}$ 帯 $(28.2 \mathrm{GHz} \sim 29.1 \mathrm{GHz}$ 帯)の周波数帯を使用するローカル 5 Gの電波伝搬特性や性能の評価のため、以下「a.ローカル 5 Gの電波伝搬特性等の測定」、「b. テーマ別実証」を実施すること。

- a. ローカル5Gの電波伝搬特性等の測定
- エリア算出法に基づき、基地局ごとにカバーエリア及び調整対象区域の図を作成するとともに、それぞれのエリア端における実際の受信電力を測定すること。その際、当該算出式のカバーエリア及び調整対象区域の閾値と異なっている場合は、それぞれの閾値が実測される基地局相当の無線局からの距離の確認を行うこと。
- カバーエリア内の 20 以上の測定点において、受信電力及び伝送性能(アップリンク(以下 UL)/ ダウンリンク(以下 DL)別の伝送スループット、伝送遅延 等)を測定すること。測定の結果、 ローカル 5 Gを用いたソリューションの所要性能を実現できない場合、実測データに基づき必要な ローカル 5 Gを構築する方策(必要な帯域幅及び送信電力等)を導出すること。

b. テーマ別実証

以下の $I \sim III$ のうち最低 1 つのテーマ(以下、「技術実証テーマ」という。)について実施すること 5 。 なお、各テーマの要件の詳細は「別紙 技術実証実施要領」を参照すること。

I. 電波伝搬モデルの精緻化

電波法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 67 号)が規定するエリア算出法⁶(以下、「エリア算出法」という。)に基づく基地局ごとのカバーエリア及び調整対象区域と実測値の比較検証、現実の利用環境に近い電波伝搬モデル(算出式、パラメータ)の検討

II. 電波反射板によるエリア構築の柔軟化

電波反射板の活用による基地局の設置数や設置形態の変更を不要とするエリア構築の評価

III. 準同期 TDD の追加パターンの開発

⁵ I~Ⅲのテーマが選ばれた背景は総務省「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」に係る令和2年度成果及び令和3年度実施方針の公表:https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000291.html を参照すること。

⁶ 電波法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 67 号): https://go5g.go.jp/sitemanager/wp-content/uploads/2021/06/電波法関係審査基準ローカル 5 G 部分<抜粋>.pdf

多様なアプリケーションの要求条件に応じるため、ローカル 5 Gの UL 及び DL の運用比率を可変とする場合における、同期局や既存の準同期局との干渉評価による離隔距離の算出その他の共用検討のための実用的パラメータの策定を通じた、時分割複信(TDD)の準同期運用パターンの追加の検討

なお、「b.テーマ別実証」I~IIIに加え、ローカル5Gの技術基準の改定等に資する独自のテーマ(以下、「IV. その他のテーマ」という。)に取り組むことを妨げない。

③ 技術実証実施に係る留意事項

技術実証の実施にあたっては、検討によって明らかにすること(実証目標)に加え、なぜそれを明らかにする必要があるのか(実証目的)と、実証目的の背景にある技術的課題について、ユーザニーズに基づき設定されたローカル5Gの利用環境や所要性能等(提案するローカル5Gを用いたソリューションを含む。)と関連させて明確にすること。実証目標の達成のために仮説を構築した上で、実証の結果と仮説の差分を比較し仮説を検証し、必要に応じて仮説を修正すること。

測定前に当社に対し、想定する測定点や測定方法、それらの理由を示し、当社の確認を得て測定すること。当社で実施する横断的な分析に資するデータを取得するため、当社から測定方法に指示があった場合は、それに従うこと。

具体的な実利用場面の想定の下で設定された、提案する実証に最適な環境であることを説明すること。 測定データに加え、以下の情報を入手すること。

試験系統図及び環境図等:

> 試験系統図、試験環境図(測定地点の配置及び基地局間距離、見通し状況、アンテナ高等)や 写真等

■ 試験機器一覧及び諸元:

▶ シミュレーションや実測で用いる試験機器の諸元(メーカ型番、出力、利得、空中線指向特性、 系統損失等)

● 測定及び分析手順:

> 測定手順、測定設定(測定器のパラメータ設定等)、測定データの形式、測定データからの集計 分析手順

● 分析結果:

» 実証結果の妥当性を第三者が確認するために必要な情報として、実証結果の適切な伝搬モデル との比較結果等

技術実証における追加提案(任意)

「Ⅲ. 準同期 TDD 追加パターンの開発」については、当社において実証コンソーシアムの協力を 得て、追加準同期パターンを具備した実機を用いて検証を行う。実証コンソーシアムは基本提案に加 え、当社が実施する実機検証への協力を提案(以下「追加提案」という。)することもできる。

具体的には、当該実証に対して、以下 i~vi の全てを提供可能な実証コンソーシアムを募集する。

- i. 干渉相手となる基地局(キャリア5G基地局、ローカル5G基地局のいずれも可とする。)
- ii. 干渉下での伝送性能を検証するための端末
- iii. 実証フィールド
- iv. 測定機器類
- v. 実証の実施に必要な人的リソース
- vi. その他必要な事項

追加提案に応募する実証コンソーシアムは提案書において提案内容(スケジュール、体制等を含む)を明記すること。システムや環境、スケジュールや体制に基本提案との差分がある場合は、差分が分かるように記載すること。追加提案に係る費用は、支出計画書に別記すること。なお、追加提案で利用する追加準同期パターンを具備した実機の費用は、当社が用意するため支出計画書に計上しないこと。追加提案に係る費用は、提案内容に応じて当社と協議して決定するものとする。

ウ. ローカル5G活用モデルの創出・実装に関する調査検討

実証コンソーシアムは、下記①に示す実証の目的・狙いを念頭に、下記②に示す実証内容を実施する こと。なお、本実施内容は「課題実証」又は「基本提案」と呼称する場合がある。

① 実証の目的・狙い

実証コンソーシアムは、本事業を通じて、ユーザ企業等が抱える課題の解決、新たな価値の創出等に 資するローカル5Gを用いたソリューション(手段)について、その必然性や優位性を高めるとともに、 ユーザ企業等における**着実かつ早期の実装**を目指して本実証に取り組むこと。

本事業でいう「実装」とは、本事業の終了後も、本実証において提案するローカル5Gを用いたソリューションの一部または全てを、継続的に活用している状態を指すものとする。また、多様なステークホルダー間の連携やビジネスモデルの工夫等を含め、ローカル5Gの普及展開の加速に資する持続的なモデルを「ローカル5G活用モデル」と呼ぶ。

提案にあたっては、ユーザ企業等におけるローカル5Gを用いたソリューションの実装シナリオを提示すること。具体的には、ローカル5Gを活用した課題解決等の実現及び実装に係る現時点の課題(ミッシングピース)を明確にした上で、提案する実証内容がどのように位置付けられ、実証及びその後の自主的検討等によりどのようなステップで解決等の方向性を導き出すのか等、最終的な実装の姿に基づく実証内容の設計について説明すること。

また、実証を通じて更なる課題や検討事項が抽出された場合には、それを踏まえて、下記②IVの項において実装シナリオを更新すること。並行して、実装に向け、ユーザ企業等と必要な協議・調整を進めること。

② 実施内容

実証コンソーシアムは、ローカル5G活用モデルの創出・実装に向けた実証を行う前提として、以下を実施すること。これらの実施事項は、提案書に具体的に記載するとともに、実証を通じて詳細化・精査を行い、実装シナリオに反映すること。

- ユーザ企業等が抱える課題について、具体的かつ明確にすること。課題の整理にあたっては、課題を抱えている主体や範囲等を踏まえ、全体から詳細項目へブレークダウンする等でロジックを体系的に整理し提案書に記載すること(いわゆるイシューツリーを作成すること)。
- 上記課題ごとの解決策を整理の上、本実証(ローカル5G活用モデルの創出・実装に向けた実証) との関係性について明確にすること。具体的には、ローカル5Gを用いたソリューションがどのよ うにしてユーザ企業等における当該課題の解決につながるのか、ローカル5Gの必然性を含む当該 システムの仕様等の必然性等について整理すること。
- 併せて、当該解決策が令和2年度の課題解決にも資するものとして取り組む場合、本実証提案がどのようにして当該課題の解決につながるのかについて具体的に説明すること。
- 「ローカル5G活用モデル」の前提となるユーザ企業等における実装時の姿や方向性、また実装に向けた道筋やステップを具体化し、本実証の範囲や位置付けを明確にすること(バックキャスト型)。または、実証を通じて明らかになる点を踏まえて発展・拡張させることで実現する姿を実装シナリオにおいて明確にすること(フォアキャスト型)。

● 上記を踏まえて実証目標を定めて、提案書に具体的に記載すること。当該目標は、ユーザ企業等に おける着実な実装を目指す観点から、可能な限り具体的な実現したい時期を明確の上で適切に設定 すること。

上記の実施事項に加え、以下の I~III の事項について全て実施すること。

I. ローカル5Gを用いたソリューションの有効性等に関する検証

定義した課題の解決等に資するローカル5Gを用いたソリューションについて検証を行うこと。 提案にあたっては、実証目標を達成するための最も効率的かつ効果的なシステムを提案し、さらに 類似した他のユースケース(用途)等への汎用性・拡張性にも配慮すること。提案するユースケー スやソリューション、またソリューションを構成する機能が複数ある場合、提案書においてはそれ ぞれの特徴や関係性等位置付けが分かるように分けて記載すること。

各ソリューションについて、以下の a.~c.の観点から、検証を行うこと。提案書の記載にあたっては、提案するローカル5G活用モデルとして現状の分析を十分に行い、実証の必要性(実証前の課題、及び実証による課題解決の効果)を各検討項目について記載すること。

a. 効果検証

ローカル5 Gを用いたソリューションの導入による効果について、定量的かつ定性的な面から評価・検証を行い、課題解決効果や有用性等について具体的に示すこと。提案にあたっては、課題解決効果を表す適切な定量値について定義し、具体的な測定・検証方法を提案すること。その際に、導入・維持費用及び裨益効果の検証を行い、費用対効果を導出する定量的な分析は必ず行うこと。ユーザ企業等の導入や継続的な利用の判断に資するようユーザや業態・業界等のニーズについて把握するとともに、またローカル5 Gの有効性等を広く訴求していくことにも留意し、費用及び効果の範囲(ユーザ、業態・業界、社会等)や考え方については多様な視点から整理すること。

測定・検証方法については、関係事業者・団体、エンドユーザ等へのアンケート調査・ヒア リング調査等の手法を効果的に活用する等で検証を行い、今後の課題や改善点等について検討 を行うこと。

なお、効果検証に係る測定指標等については、当社より実証コンソーシアムが参照できる共 通仕様を提示・助言し、必要に応じて協議を行った上で実施するものとする。

b. 機能検証

ローカル5Gを用いたソリューションの実装に向けて必要となる機能について評価・検証を 行うこと。

ユースケースにおいて求められる性能要件を踏まえ、ユーザ企業等における最終的な実装時の利用環境や条件を想定した上で、クラウドやエッジサーバの有効な活用方法等システムを構成する要素ごとに必要な機能の評価・検証を行うこと。これらの機能の実現において複数の手段が考えられる場合には、比較検証等を通じてメリット・デメリット及び課題について整理し、解決策を検討すること。例えば、通信品質・性能やアプリケーション側の条件(無線レイヤー

及びエンド・ツー・エンドでの遅延時間や帯域、解析速度等のソリューションに依存する性能等)と実装環境やコスト等とのトレードオフを踏まえた最適なローカル5Gの活用方法に係る検討を行うこと。なお、通信品質やその他性能において所望要件を満たせなかった場合、その要因分析と検証を詳細に行うこと。

例) 遅延等や品質劣化について、通信が要因による遅延か、あるいは AI 処理部等の通信以外の要因による遅延か、多接続時において発生した通信品質の劣化要因等

c. 運用検証

ローカル5G活用モデルを実運用した際の保守・運用を想定し、保守・運用に係る評価・検証を実施すること。

なお、ローカル5Gの活用により、従来とは大幅に異なるオペレーションとなることが想定されることから、ユースケースやユーザ企業等におけるニーズや意向等を踏まえた上で、新たな業務フローを整理し、作業マニュアルの作成や研修、ユーザインターフェースについて検討を行うこと。

II. ローカル5Gを用いたソリューションの実装性に関する検証

実証コンソーシアムは、ユーザ企業等において、本事業の終了後も本実証において提案するローカル5Gを用いたソリューションの一部または全てを継続的に活用、あるいは他のユーザ企業等や他分野での課題解決等を図っていくため、以下の a.、b.の観点からローカル5G活用モデルとして検証を行うこと。

a. ローカル5G活用モデルの構築・検証

ローカル5 Gを用いたソリューションの確実な実装をめざし、実証コンソーシアムを構成する団体や企業(以下「実証コンソーシアム構成員」という。)の一部または全部が、ローカル5 Gを活用したソリューションを持続的に導入・利用するためのローカル5 G活用モデルの構築と検証を行うこと。具体的には、ユーザニーズやコスト等を踏まえた経済性、運用・管理等に係る仕組みや方法、機器の所有権や関係者間の契約の在り方、費用分担も含めた関係者間の役割分担等の体制、ビジネスモデル等、多面的な検討を行うこと。

実装に向けて最適なネットワーク構成、システム要件の課題を整理し、機器等の継続利用、 免許の再申請(実験試験局から商用局)等の観点を踏まえた検討を行うこと。継続利用する場合の運営体制や費用面(実証と異なる場合や変更する場合を含む)については、実証コンソーシアム内で実証期間中にも十分に協議・合意するとともに、ビジネスモデルの精緻化にあたっては実証コンソーシアム構成員以外の関連事業者や団体、潜在的ユーザ等への意見聴取や調査を十分に行うこと。

実装に至るまでの導入期において、資金計画をたてる場合は、資金確保に向けた具体的な方 策を整理し、実装までの計画、取組内容の検討を行い提案書に提示すること。

<主な整理項目>

一想定される具体的な主体及びターゲット(地域・市場・ユーザ等)

- ー対象となるシステム(普及に資するソリューションやビジネスモデル等のパッケージ)
- ー詳細の前提条件(実証地域やユーザ等の固有な要因や実証環境との関係等)
- ー標準モデル (機能要件・非機能要件、ネットワークシステム構成、業務・処理フロー、 運用ノウハウ、実装方法・手順)
- ー体制・事業スキームのモデル(免許人・ネットワーク・システム構築・運用等の役割分担 の在り方含む)
- -導入効果(ターゲットの特長を踏まえ課題解決等に資する導入効果及び有用性等)
- ー課題と対応策(技術面・運用面、対応策、運用に必要なノウハウ等)

提案書の記載にあたっては、想定される課題と対応策についても本実証に参加しなかった者でも容易に理解できる表現で整理し、文書化すること。

b. 普及展開方策の検討

ローカル5 G活用モデルの普及展開の加速に向け、ローカル5 G活用モデルを同様の課題を抱える他のユーザ企業等や他分野に普及するための方策等について検討を行うこと。具体的には、ローカル5 Gを含む通信インフラの機能性や拡張性、規模や管理形態等の異なる条件での活用可能性など多角的に検討し、最適なネットワーク等のエリア構築やシステム構成等のポイント、ステークホルダの役割、想定されるビジネスモデルなどの整理を行い、実証コンソーシアムでの実装にとどまらない、全国でのローカル5 G活用モデルの普及に向けた検討を行うこと。

例えば、通信品質(伝送速度・遅延時間等)の実測値を踏まえた推奨値や運用条件、機器や端末の設置や接続の方法等に関して、実装時の推奨環境としてとりまとめ、関係省庁・業界団体への情報提供等をはじめとした連携、その他社会実装に資する取組・体制構築について取り組むこと。

上記の検討や結果の整理等については、当社が実施するローカル5Gの普及展開に向けた検討とも連携できるように協力すること。具体的な進め方については、別途当社から指示をする。

III. ローカル5Gの実装に向けた課題の抽出及び解決策の検討

上記 I、IIの実証結果を踏まえ、ローカル5G活用モデルの実現や実装に係る構造的な課題(ミッシングピース) やさらなる検討事項について検証し、解決の方向性を導き出すこと。

具体的には、実証目標と実証結果を比較し、実証目標を達成できなかった場合は、達成できなかった要因を課題として整理すること。また、実証結果を踏まえ、実装シナリオに変更が及ぶ場合は、変更に至る要因を課題として整理すること。これらの課題については、技術的な課題のほか、導入効果、機能、運用に関する課題、制度的課題、普及方策に係る課題等、多面的に検討すること。抽出した課題については、それぞれ解決策、解決に資する条件、今後必要となる検証項目等について検討し、具体的に提示すること。

上記の要因の整理にあたっては、実証を進めるにあたって生じた課題や実証中の気づき等は記録を取るとともに、可能な限り本質的・構造的な課題を抽出し、同様の課題が生じうる前提条件

を整理すること。また解決策を検討する際、ローカル5 G活用モデルの普及展開の観点から、課題の前提条件等、本実証に参加しなかった者でも課題解決の検討が行えるように必要な情報を整理すること。

IV. ローカル5Gの実装シナリオの見直し

提案時に設定したローカル5G実装シナリオについて、上記I~Ⅲを踏まえ見直しを行うこと。 その際、ユーザニーズやコスト等を踏まえた経済性、運用・管理等に係る仕組みや方法、機器の 所有権や関係者間の契約の在り方、費用分担も含めた関係者間の役割分担等の体制、ビジネスモ デル等、多面的な検討を行い、実装に向けた関係者の役割、スケジュールを明確化させること。

ユーザニーズについては、関係者の意見聴取を十分に行うこと。また、経済性や運用・管理の 検討にあたっては、ローカル5Gを含む通信インフラの機能性や拡張性等多角的に検討を行うこ と。

なお、万一、実装困難と判断する場合にはその理由等を明確にすること。

課題実証における追加提案(任意)

実証コンソーシアムは、ローカル5G活用モデルの早期実装の観点から、令和2年度開発実証事業において抽出された課題等を解決するため、以下の課題1~4より1つまたは複数を選択して、基本提案に加え、追加提案することができる。追加提案は、基本提案におけるユースケースやソリューションを用いて提案することができる。課題実証の追加提案においては、基本提案が優れた提案として評価され、かつ追加提案においても優れた提案として評価される場合、基本提案と追加提案の両方を採択する。

課題1:ローカル5Gを用いたソリューションの高度化に関する実証

ローカル5Gを用いたソリューション(例:高精細映像伝送、AI解析等)について、ユースケースが求める性能要件を満たすために5Gの特性(大容量・低遅延等)と組み合わせて利用する周辺技術や関連機器の性能を踏まえた最適なシステム構成の在り方や当該性能の更なる向上を図る。

(例: 4K/8K 映像等のリアルタイム配信に必要な映像コーデックやコンピューティングリソースの処理能力の最適化、AI による解析精度の向上や5 Gの特性を活かした汎用的な AI モデルの構築、等)

<u>課題2</u>:ローカル5G等ネットワークの性能要件に基づくユーザインターフェースの改善に関する実証

5 Gの特性(大容量・低遅延等)やネットワーク(エンドツーエンド)における通信品質の変動などの環境要因に応じて、操作性や表示性等のユーザインターフェースの改善を図る。

(例:自動ロボット等の遠隔操作時の操作性の向上、MR やスマートグラス等のデバイスの表示方法の工夫等)。

課題3:ローカル5G等ネットワークの安定性・信頼性の向上に関する実証

ローカル5G等ネットワーク(エンドツーエンド)における通信品質の劣化要因について検証を行い、当該要因を踏まえた運用上の対策を講じることで、ネットワークの安定性・信頼性の向上を図る。 (例:「スループットの低下や遅延・ゆらぎ等を吸収できる技術の実装」、「要因切り分けに基づく責任の明確化など運用の在り方の検討」、「ローカル5Gの電波伝搬等の通信環境を所与のものとしアプリケーションの工夫等により、ローカル5G活用モデルにおける通信等の要件を満たすための検討」)

課題4:上記以外で早期実装に向けた課題解決に関する実証

実証コンソーシアムは、基本提案に加え、さらに実装を高める工夫を行う。具体的には、「ローカル5 G活用モデル」の実装に向けた道筋や具体的なステップに基づき、最終的な実装の姿に近づけるために必要な課題の解決を行うこと。追加提案にあたっては、基本提案との差分について明確にすること。なお、実証コンソーシアムが提案するローカル5 G活用モデルに限らず、ローカル5 Gの早期実装に資する課題解決である追加提案が望ましい。

なお、追加提案に応募する実証コンソーシアムは提案書において提案内容(スケジュール、実施 内容、必要性(本追加提案を実施することでローカル5G活用モデルの早期実装の実現、課題解決 寄与することについての理由)、実施体制等)を明記すること。システムや環境、スケジュールや体 制について、基本提案との差分がある場合は、差分が分かるように記載すること。追加提案に係る 費用は、支出計画書に別記すること。ただし、費用は提案内容に応じて当社と協議して決定するも のとする。追加提案については、課題1~3を優先的に評価するものとする。

エ. 普及啓発活動の実施

ローカル5Gの普及の観点から、以下①~③について積極的に取り組むこと。なお、本事業に関する 情報発信については、普及啓発に関する取組状況として実証コンソーシアムの成果報告書に記載すること。

① 映像制作への協力

当社は、ローカル5Gの普及の観点から、実証コンソーシアムの本事業に関する映像制作を行う。このため、実証コンソーシアムは、当社の指示に従い、実証映像の素材提供や関係者へのインタビューの撮影等に協力を行うこと。実施方法等の詳細については、別途当社から指示をする。

② 実証視察会の実施

実証コンソーシアムは、ローカル5Gの導入に関心のある企業や、地方公共団体、関係省庁等に対する普及啓発の一環として、オンラインでの実証視察会を主催すること。実施時期・方法その他詳細については、社会情勢等を踏まえ当社との協議の上決定する。また、他地域等からの視察の受け入れ等に対応すること。

③ その他普及啓発活動

実証コンソーシアムは、実証成果のその他普及啓発活動(テレビ・新聞・WEB 記事等におけるインタビュー対応、学会参加、イベント開催等)に積極的に取り組むこと。その際、あらかじめ当社に取組内容について報告することとし、実施結果についても速やかに報告すること。

なお、実証コンソーシアムにて本契約に関する情報発信を行う場合、総務省「課題解決型ローカル5 G等の実現に向けたローカル5Gの電波伝搬特性やローカル5G等の活用に関する技術的検討並びに 調査検討の請負」の一環としての取組・成果である旨を明示するとともに、あらかじめ当社に対して情 報提供を行うこと。

オ. 成果報告書の作成

実証コンソーシアムは、上記ア〜エの内容と成果を本事業に参加しなかった者でも容易に理解できる 表現で文書化し、当社が指示する報告様式及び内容に沿って作成すること(ファイル形式及び報告方法 等は、別途指示する。)。

なお、取りまとめにあたっては、ITU 及び 3GPP における5Gの標準化に関する検討状況並びに情報

通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会におけるローカル5Gに関する検討状況を踏まえて検討を行うこと。また、調査検討結果については、情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会等へ報告可能な形に整理し、総務省の指示があった場合は、報告まで行うこと。

(4) 実施体制

本事業の実施にあたっては、5 G等の無線通信分野の技術者、専門家、IoT ビジネス、業界団体等の関係者の協力の下、事業を確実に履行できる体制を構築すること。また、コンソーシアム内部の契約関係ないし協力関係、役割分担の詳細等を確認できる実施体制図等を提案書に記載すること。その他、以下の要件を満たすこと。

ア. コンソーシアム構成

- ローカル5Gを活用して課題解決等図りたい等課題を有する者及びその関係者が参加すること。
- 実装及び他のユーザ企業等・他分野への横展開等の検討を進めるのに必要な関係者が参加すること。
- 実証で構築したローカル5G等の通信環境について、実証終了後もユーザ企業等において継続的に 利用することを検討する体制であること。

イ. 役割の設置

- 実証コンソーシアムの代表機関においては、プロジェクトの進捗管理等に必要な経験又は同等の能力を有する体制を確保するとともに、本事業規模相当のプロジェクトを統括する等の実績のある実施責任者(以下「プロジェクトマネージャー」という。)を置くこと。プロジェクトマネージャーは、事業の進捗管理等、事業を統括するとともに、当社並びに総務省の求めに応じて事業の内容の説明等を行う責任を持つこと。
- 実証コンソーシアムは、当社との間でローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討に関する 連絡を担当する者(以下「技術実証担当者」という。)を設置すること。当社並びに総務省の求めに 応じて当該検討の内容の説明等を行う責任を持つこと。
- 実証コンソーシアムは、事業の遂行における支出を適切に管理可能な体制を確保すること。

ウ. 情報保全体制等

- 本契約の履行に際し知り得た情報の保護及び開発実証事業の確実かつ健全な遂行のため、当社又は 総務省が必要かつ相当と考える履行体制を整えること。例えば、当該履行体制には、以下の事項が 含まれる。
- 実証コンソーシアムは、契約を履行する業務に従事する法人・個人(以下「業務従事者」という。) として、本件業務を実施するにあたって必要な経験、資格、業績等を有する者を確保すること。
- 業務従事者は、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)を有すること。
- 実証コンソーシアムは、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として 実証コンソーシアムが収集、整理、作成等した情報であって、当社が保護を要さないと確認したも

のを除く。)その他の非公知の情報(当社から提供した情報を含む。以下「保護すべき情報等」という。)について、適切に管理すること。

- 実証コンソーシアムは、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく当社に通知すること。
 - ① 当社が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱う履行体制
 - ② 当社の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせない履行体制
 - ③ 当社が許可した場合を除き、実証コンソーシアムを構成する団体や企業(以下「実証コンソーシアム構成員」という。)に係る親会社や実証コンソーシアム構成員に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の実証コンソーシアム構成員以外の者に対して伝達又は漏えいさせない履行体制
- 実証コンソーシアムは、契約の履行中、履行後を問わず情報の漏えい等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときは、直ちに必要な措置等を講ずるとともに、当社に報告すること。また、当社から求められた場合は、情報の管理の履行状況等を報告するとともに、当社による調査が行われる場合は、これに協力すること。

(5) 実証期間

本事業の特性、必要なシステム開発期間、検証項目等を踏まえ、実証コンソーシアム内で協議の上、(3)のイ及びウの実証を実施するために十分な期間を確保の上、提案書に具体的な実証期間(免許申請、機器調達、ネットワーク構築、ソリューション開発、接続試験、(3)イ 技術実証、(3)ウ 課題実証、報告書作成等)について計画を明記する。

なお、計画の策定にあたっては、事業全体のスケジュール及び後述する「(7)エ.関連事業への協力」 についても考慮すること。

(6) 事業費

実証コンソーシアムが開発実証を行うための事業費のうち、基本提案については、1.65 億円(税込み)を上限とする。追加提案については、5000 万円(税込み)程度を上限の目安とする。

基本提案と追加提案ともに、提案内容及び支出計画書(様式4)の妥当性を踏まえ、当社と協議の 上、事業費を決定する。契約については、「(10)契約」を参照すること。

(7) 進捗管理等

ア. 採択後の対応

- 採択が決定した実証コンソーシアムは、当社が開催する事業説明会に必ず出席すること(開催日時及び方法は別途指示する)。
- 実証コンソーシアムは、当社並びに総務省が採択後2週間以内を目安に行う、採択結果に関する報道発表の内容調整に協力すること。具体的には、報道発表資料(「Microsoft PowerPoint」を使用して各実証コンソーシアムの実証内容に関する資料を各1、2ページ程度で作成)の作成等に協力す

ること。発表内容については、事前に当社を通じて総務省の承認を得ること。なお、実証コンソーシアム構成員及びその関係者は、当社並びに総務省による上記の報道発表に先んじて採択結果に関する対外発信は行わないこととし、発表内容については、事前に当社を通じて総務省の承認を得ること。

イ. 実施計画書の作成

- 実証コンソーシアムは、採択後、実施計画書(実証目標(KPI)、実証内容、経費、スケジュール、 再委託内容等、提案書の内容についてより詳細に記載したもの。詳細は事業説明会で案内する。)を 作成し、前項の報道発表後2週間以内に当社に提出すること。実施計画書の内容については、当社 並びに総務省のレビュー及び反映を行ったのち、当社を通じて総務省の承認を得て確定する。
- 実証コンソーシアムは、実施計画書の確定後、実証期間中に実施計画書の修正を行う場合、その旨を当社に事前に通知すること。修正内容については、当社並びに総務省のレビュー及び反映を行ったのち、当社を通じて総務省の承認を得て確定する。なお、修正内容に応じて契約内容を変更する可能性がある。

ウ. 実証期間中の進捗管理

- 実証コンソーシアムは、後述する成果物の納入期日まで、当社の指示に従い実施計画書の進捗状況 等についての報告及び課題管理表(詳細は事業説明会で案内する。)を作成し、定期的(月 1 回程 度)に報告すること。報告の頻度については、進捗状況等に鑑み、見直すことがある。
 - ✓ 進捗報告書の主な記載内容(例): 当月の作業内容、遅延状況、経費支出等
 - ✓ 課題管理表の主な記載内容(例):課題内容、対応者、対応方針、対応結果等
- 当社は実証コンソーシアムに対して、報告内容や課題に応じて打合せ・会議(原則オンライン)の 開催を要望することがある。実証コンソーシアムは、当該打合せ・会議に出席し、当社の指示に従 い説明すること。
- 実証コンソーシアムのプロジェクトマネージャーは、当社や総務省から進捗や実証内容等に関する 確認依頼があった際は、その依頼に従い、迅速に実証コンソーシアム内で確認の上、報告すること。
- 実証コンソーシアムの技術実証担当者は、当社や総務省からローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討の進捗や内容等に関する確認依頼があった際は、その依頼に従い、迅速に実証コンソーシアム内で確認の上、報告すること。
- 当社は、全体の事業の進捗を踏まえた効果的な実証方法や検証方法について、それぞれの実証コンソーシアムに対して必要な助言支援を行う。実証コンソーシアムは、当社から助言があった場合、可能な限り従うこと。

エ. 関連事業への協力

● 当社は、実証コンソーシアムの実証の状況や成果も踏まえ、ローカル5Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討(技術実証)並びにローカル5G活用モデルの創出・実装に向けた調査検討(課題実証)を行うため、専門家を交えた専門会合(ワーキンググループ等)を設置し、実証事業の方向性やローカル5Gの普及展開の方策等について検討を行う予定である。

- 専門会合は、技術実証並びに課題実証について個別に設置され、各3回程度開催される予定である。実証コンソーシアムは、当社が別途指示する内容を踏まえ、専門会合への参加、情報提供、資料作成等について協力をすること。
- 実証コンソーシアムは、農林水産省『スマート農業加速化実証プロジェクト(ローカル5G)』と 連携する場合は、同事業の実施主体との連携や成果の共有について積極的に取り組むこと。

才. 成果報告

- 実証コンソーシアムは、当社が事業全体の成果を取りまとめる際に情報提供等について協力をすること。
- 実証コンソーシアムは、当社が別途指示する内容を踏まえ、当社が開催する中間成果報告会、最終 成果報告会への参加、情報提供、資料作成等について協力をすること。

(8) 経理処理及び関連事項

ア. 会計処理担当

実証コンソーシアム内で1名会計処理担当者を決定し、契約締結後、30日以内に所属(会社名、部署名)、氏名、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を当社に通知すること。なお、この会計処理担当者は代表機関に所属する従業員を基本とし、実証コンソーシアム内の全ての法人・個人で支出される経費に関連した証書等の整理・とりまとめの責任を負うものとする。

イ. 経費支出計画書

- 実証コンソーシアムは、業務実施時に係る契約の中で要する経費の支出計画書「経費支出計画書」 を当社に、当社との契約締結後30日以内に提出すること。
- なお、業務実施期間中に、なんらかの事情により、経費支出の費目や金額が経費支出計画書と大き く乖離する場合については、乖離の発生が見込まれた段階で当社に報告すること。

ウ. 経費に関連する証書等の作成・整理および報告

- 実証コンソーシアムは、当社が別途作成する実証事業の経費処理マニュアルに基づき帳簿作成等、 経理処理を実施すること。当該帳簿及び収支に関する証拠書類を実証の完了日の属する会計年度の 翌年度から起算して5年間保存すること。
- なお、当社との契約時に提示する経費処理マニュアルにおいて詳細に規定するが、経費に関して、 以下の証書を作成・整理することとする。
- なお、不明点については、経費処理マニュアルに記載された当社の会計処理事務担当者まで問い合わせること。

① 人件費

- 業務に従事する従事者については、契約後30日以内に、当社が指定する従事者名簿に氏名、 所属、主な従事業務の内容などを記載すること。
- 従事者が、実証コンソーシアム内の団体が雇用する正規雇用の従業員である場合には、従業員

証など従業員であることを示す証書の写しを付すること。

- 従事者がアルバイト等臨時雇用の場合には、雇用契約書もしくは準ずる書類の写しを付すること。
- 従事者が派遣社員の場合には、派遣契約書の写しを付すること。
- 各従事者が稼働した時間を月ごとにまとめ、当該月の主な従事業務の内容とともに月報として 報告すること。なお、計上する人件費については、実証コンソーシアムに参加する各団体が定 めた人件費の時間単価に稼働時間を乗じることに算出することとする。
- 別途稼働時間以外に、高度な能力や知識を用いる場合の、技術料や間接経費等を計上する必要がある場合には、明記すること。

② 物品リース、レンタル費、クラウドサーバー利用費

- 機器、車両などの物品をリース、もしくはレンタルする場合については、物品の名称や型番などが記載されたリース契約書、もしくはレンタル契約書の写しを付すること。
- クラウドサーバーを利用する場合には、利用開始月、終了月やサーバーの種別などが記載され た利用契約書の写しを付すること。
- 契約期間内における物品のリース、レンタル費用の総額が一百万円を超える物品については、 当該物品の用途や選定理由などを報告すること。

③ 物品・ソフトウェア等購入費

- 物品もしくはソフトウェア等を購入した場合は、購入物品の名称、型番とともに、購入したことを証する領収書の写しを付すること。
- 購入金額が一百万円を超える物品については、当該物品の用途や選定理由などを報告すること。
- ④ 印刷、写真撮影、翻訳、デザインなど専門業者への外注費
 - 印刷、写真撮影、翻訳、デザインなど専門的な単一の業務を専門業者へ外注する場合においては、依頼作業内容およびその数量が分かるものと、金額が明記された請求書もしくは領収書等を付すること。

エ. 経費処理に関連する検査への協力依頼

- 契約締結後 60 日以内に、最初の 1 か月の経費発生状況を、経費処理マニュアルに沿って証書とともに提出し、その記載方法の妥当性などについて、当社の会計事務処理担当者と各実証コンソーシアムの会計処理担当者との打ち合わせを通じて確認すること。なお、この経費発生状況や証書は、実証コンソーシアムに含まれる全ての法人・個人で発生した経費を対象とする。
- その他、実証期間中、実証コンソーシアムは、各種の経理検査に当たって当社に協力すること。

(9) 納入成果物等

ア. 成果物

実証コンソーシアムは、実証結果について、以下の4つを成果物として作成し、別に指定する納入期日までに実証コンソーシアム内の了解を得て取りまとめること。

① 成果報告書

取組内容及びその成果について本事業に参加しなかった者でも容易に理解できる表現で文書化すること。A4版、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Microsoft PowerPoint」を使用して300ページ程度で作成すること。

本成果報告書には、以下を含めること。

- 技術実証の成果(実証目標、実証結果、技術的課題及び解決方策等の考察)
- 課題実証の成果(実証目標、実証結果、実装に向けた課題及び解決方策の考察)
- 実装シナリオ
- 添付資料(ローカル5Gシステムに係るシステム構成図・設計書・ネットワーク図や各種機器仕様、 使用機器・ソフトウェア等の一覧、その他本システムを再現する上で参考となる資料)

2 成果報告書概要版

「①成果報告書」の概要版として「Microsoft PowerPoint」を使用して 20 ページ程度で作成すること。

③ 実証成果概要

主として技術実証及び課題実証の主たる実証成果及び課題を「Microsoft PowerPoint」を使用して 1ページ程度で作成すること。

④ ローカル5Gシステムを構成する発明品等

本事業で構築したローカル5G活用モデルを実現するシステムを構成するソフトウェア及びハードウェア(ただし、採択時に実証コンソーシアムの構成主体が既に権利を保有している又は第三者が権利を有するソフトウェア及びハードウェアは除く。)等の発明品について、以下を提出すること。

提出にあたっては、ウイルスチェック等のほか、十分なセキュリティ対策を講じること。

なお、第三者が権利を有するソフトウェア (OSS を含む。)及びハードウェアに関しては、アの①添付資料においてローカル5Gシステムにおける役割を明示するとともに、その名称、メーカ、型番、用途等の一覧及び公開スペック・機能概要について説明したものをあわせて提出すること。

提案書には、提案時点で想定されるシステム構築方針(スクラッチ、プロプライエタリなソフトウェア・ライブラリ等の使用の有無、権利を有する第三者の詳細等)を可能な限り具体的に記載するとともに、成果物として納入が想定される発明品の範囲を記載すること。

- ソフトウェアソースコード及びスクリプト類(バッチファイル等を含む。)
- 実行ファイル・dll 等、インストーラ及び各種設定ファイル等
- 使用ミドルウェア・ライブラリ等の一覧
- 発明したソフトウェア・ハードウェアの詳細仕様及び要件定義・設計に係る書類一式(要件定義書、

基本設計書、詳細設計書、業務フロー、画面遷移図、DB設計、その他それらに類するもの)

- 導入・運用・利用に係る各種マニュアル類
- その他上記に類するもの

イ. 納入場所

当社が別途指定する方法で納入すること。

ウ. 納入期日

令和4年3月25日(金)17:00

※ただし、実証コンソーシアムは、上記アに示した成果物一式を当社が別途指定する方法で<u>令和4年3月4日(金)17:00</u>までに提出すること。その後、当社の指示に従い必要な修正対応を実施の上、令和4年3月25日(金)17:00までに最終的な成果物一式を納入すること。

(10) 契約

ア. 基本的条件

- 当社は採択された実証コンソーシアム代表機関との間で注文書・請書形式による請負契約を締結する。本契約における注文条件については別紙注文条件に定める通りである。実証コンソーシアムは、 当該注文条件の内容について了承したうえで応募すること(採択後の注文条件の変更は認めない。)。
- 当社と実証コンソーシアム代表機関の契約は、当社の請負業務の再委託にあたるため、採択決定後に当社が総務省に対し再委託の申請を実施する。契約手続きは当該申請について総務省から承認が得られた後、速やかに進めるものとする。実証コンソーシアム代表者が更に再委託する場合にも同様に当社が総務省に対し再委託の申請を実施し、承認を得なければならない。

イ. 契約金額

- 本事業の代金は、契約の履行を完了した場合に当社が実施する検査に合格したのちに実証コンソーシアムに対し支払いが行われる。
- 「様式 4_支出計画書」に基づき、当社が実証コンソーシアムに確認し、総務省と協議のうえ、本事業の納入成果物に対する対価として契約額を決定する。
- ◆ 本事業を実施するにあたり必要となる無線局開設に係る免許関係諸経費は、実証コンソーシアムの 負担とする。
- 経費の支払いにあたっては、原則として実施計画に係らない費用は必要な経費としては認めない。

 方一、事業実施途中で実施計画の内容を変更する必要があった場合、当社において実施内容と費用を精査した上で適切な内容に修正あるいは減額処理をする。
- 当社は、中間時点及び最終的な支出段階において、実証コンソーシアムの支出状況を確認した上で、 最終的な支出に残額があった場合は実証コンソーシアムへの支弁費用を減額する。

ウ. その他

- 本契約における実証に使用するシステム、施設、設備等については、実証コンソーシアムによる保有又は借入れで賄うこととし、本事業終了後における取扱いについては、当社と別途協議の上、申請者において適切な処理を図ること。
- 実証コンソーシアムは、平成 29 年度から令和元年度まで総務省が実施した「5 G総合実証試験」 及び令和2年度に総務省が実施した「地域課題解決型ローカル5 G等の実現に向けた開発実証」の 成果を踏まえて事業を実施すること。
- 実証コンソーシアムは、当社の指示に応じて、総務省が調達予定の「課題解決型ローカル5G等の 実現に向けた開発実証」事業の関連施策と連携すること。

(11) その他

本事業の成果の取りまとめに必要な限度において、当社は実証コンソーシアムの構成団体に対して 情報提供を求める場合がある。当該情報提供に関し、秘密保持契約の締結が必要な場合には、選考 後、当社に申し出を行うこと。

3 提案要領

公募に係る提案の要領は、次の(1)~(4)のとおりである。

(1) 提出物

実証コンソーシアムは、以下の応募書類を作成し、提出すること。追加提案を行う場合、基本提案と併せて提出すること。ただし、必要に応じて、実証コンソーシアムが本件公募要件等を満たしているか否かを確認するため、追加で必要な報告又は当社が別途要求する情報を記載・記録した書面その他の資料の提供を求める場合がある。

- 様式 1_エントリーシート (Microsoft Excel 形式)
 - 様式に従って提案の概要を記載し、本書類のみでも提案の概観が分かる書類。
 - ▶ 必ず当社の公募ウェブサイト⁷に掲載する様式を用いること。
- 様式 2_提案書 (原則として Microsoft Word 形式)
 - ▶ 本公募要領に従い、提案内容を具体的に記載した書類。
 - ▶ 原則として当社の公募ウェブサイトに掲載する様式を用いること。
- 様式 3 提案書概要 (Microsoft PowerPoint 形式)
 - ▶ 提案の概要を記載し、本書類のみでも提案の要点・アピールポイント等が分かる書類。
 - ▶ 原則として当社の公募ウェブサイトに掲載する様式を用いること。
- 様式 4 支出計画書 (Microsoft Excel 形式)
 - ▶ 本事業における支出計画の総額に加え、その内訳(費用区分、単価、数量等)が分かる書類。
 - ▶ 追加提案を行う場合は、基本提案のみの支出計画書、基本提案及び追加提案を合わせた支出計画書の2つを提出すること。
 - ▶ <u>必ず</u>当社の公募ウェブサイトに掲載する様式を用いること。

(2) 提出先

当社の公募ウェブサイトに掲載するアップロード先に電子媒体を提出すること。(アップロード可能なファイルサイズは原則 1 ファイルあたり 10MB 以下)

(3) 提出期限

実証コンソーシアムは、下記の期限までに各々指定する提出物を提出すること。

- 手順1:令和3年6月29日(火)正午〆切
 - ▶ 様式 1_エントリーシート
- 手順2:令和3年7月15日(木)17:00〆切
 - ▶ 様式1 エントリーシート
 - ▶ 様式 2 提案書
 - ▶ 様式3提案書概要
 - ▶ 様式 4 支出計画書

 $^{^7}$ 「課題解決型ローカル $5\mathrm{G}$ 等の実現に向けた開発実証」実証事業企画公募について(三菱総合研究所;令和 3 年 6

月): https://www.mri.co.jp/news/public_offering/20210616.html

(4) 提案にあたっての留意点

実証コンソーシアムは、提案にあたって以下のア~キに留意すること。

ア. 提案の手順

- 本事業への提案にあたっては、上記(2)に示す提出場所に対して、上記(3)に示す提出期限までに、 必ず 手順 1、手順 2 をそれぞれ実施し、上記(3)で各々指定する提出物を提出すること。手順 1 において上記(3)に示す提出物が提出されなかった場合、手順 2 において提出された提出物は審査対象としない。
- 手順1において「様式1_エントリーシート」を提出した後、応募フォームに入力したメールアドレス宛に届く「エントリーシート受付 ID」を保管すること。
- アップロードするファイルサイズは原則 1 ファイルあたり 10MB 以下とすること。
- 応募にあたって提出された資料は返却されない。また、提案書の評価にあたって、補足資料の提供 を求めることがある。

イ. 提出物全般

- 提出物は日本語で記載すること。
- 提案書及び提案書概要の作成にあたっては、本公募要領を熟読の上、**原則として**当社の公募ウェブサイトに掲載する様式(それぞれ様式2、様式3)を用いること。ただし、章立ては<u>必ず</u>当社の公募ウェブサイトに掲載する様式における章立てに則り、章節の削除や章節構造・章節名の変更を行わないこと。なお、章節を追加することは妨げない。
- エントリーシート及び支出計画書の作成にあたっては、本公募要領を熟読の上、<u>必ず</u>当社の公募ウェブサイトに掲載する様式を用いること。
- ● 前々項及び前項を満たさないもの、本公募要領に定める公募要件に該当する記載がないもの、虚偽 記載が疑われるもの、若しくは記載・説明内容が不十分であるもの等、形式的に要件を満たさない ものは評価の対象外となる場合がある。
- 様式 1~4 において、記載項目の概要を本公募要領より抜粋し、赤字で示している場合がある。当該部分の記載にあたっては、前項に示す通り、本公募要領に定める公募要件を満たすようにすること。

ウ. エントリーシート

- 「様式 1_エントリーシート」に記載した内容は、当社並びに総務省において提案内容の概要把握に 活用するため、提案書と齟齬がないように留意すること。手順 1 で「様式 1_エントリーシート」に 記載した内容については、手順 2 での提出時に変更することを妨げない。
- 手順2の提出物「様式1_エントリーシート」においては、手順1で発行された「エントリーシート 受付ID」を記入すること。

工. 提案書

- 提案書は目次、頁を付与した上、A4 判縦置き、横書き、原則として Microsoft Word で作成することとし、可能な限り具体的に記載すること。
- 提案書を評価する者が、特段の専門知識を有することなく評価が可能な提案書を作成すること。
- 提案書の記載にあたっては、取得を予定する無線局免許の種類、申請場所、申請計画、干渉調整対 象等を記載すること。
- 本契約の履行における再委託について、再委託をしようとする第三者の住所又は所在地、氏名又は 名称、再委託する業務の範囲、その必要性、契約金額、再委託の業務に従事する者の適格性及び情 報保全のための履行体等について、提案書において具体的に提案すること。
- 提案書においては、具体的かつ詳細な実証期間を明記すること。

才. 提案書概要

- 提案書概要は、頁を付与したうえで、A4 判横置き、横書き、原則として Microsoft PowerPoint で 作成することとする。
- 提案書概要は、10 頁程度(表紙・目次・中表紙・裏表紙等除く)で記載することとし、本書類のみでも提案書の要点・アピールポイント等がわかるようなものとして構成すること。

力. 支出計画書

- 支出計画書の作成にあたっては、本事業における支出計画を、「様式 4_支出計画書」に示す費用項目に沿って可能な限り詳細に記載すること。その際、原則として費用項目ごとにその内訳(費用区分、単価、数量等)を示すこと。
- 本事業において、追加提案を行う場合は、基本提案のみを実施する場合の支出計画書の他、基本提 案及び追加提案を実施する場合の支出計画書を作成し、提出すること。後者の支出計画書の作成に あたっては、前者の支出計画書と同一の Microsoft Excel ファイル内で異なるシートを用いること。
- その他の留意点は「様式 4_支出計画書」の各シートに示す「支出計画書記載の注意点」をそれぞれ 参照すること。

キ. その他

● 農林水産省『スマート農業加速化実証プロジェクト(ローカル5G)』と連携する場合は、同事業にも併せて応募すること。詳細は、農林水産省農林水産技術会議のウェブサイト®を参照すること。なお、『スマート農業加速化実証プロジェクト(ローカル5G)』で実施する実証項目を関連情報として提案書に記載する場合には、関連情報であることを明記すること。

⁸ 農林水産技術会議ウェブサイト: https://www.affrc.maff.go.jp/index.htm

4 評価・選定及び採択

(1) 評価・選定及び採択方法

期限までに提出された提案(本公募要領に定める記載要件について記載がないもの、虚偽記載が疑われるもの、若しくは記載・説明内容が不十分であるもの等、形式的に要件を満たさないものを除く。)について、下記(2)の審査基準に基づき、外部の有識者を構成員とした評価会等によって評価を行い、その結果を踏まえ実証コンソーシアム候補を選定する。

当社から実証コンソーシアム候補に対し、提案内容(評価会の意見等を踏まえて、提案内容の修正等を求めた場合、当該修正後の提案内容)の遂行に支障がないか確認した上で、総務省と協議し承認を得た上、実証コンソーシアムを 25~27 件程度採択する。評価会及びその他の評価過程において、当社からプレゼンテーションや追加資料の提出を求められた場合、実証コンソーシアムは、これに応じるものとする。なお、一定の水準に達しない場合、採択件数が予定件数に達しない場合がある。

採択結果については、当社及び総務省において実証概要を報道発表し、実証コンソーシアム代表機関あてに適宜の方法で通知する予定である。

ただし、採択後も、必要に応じて、実証コンソーシアムが本件公募要件等を満たしているか否かを確認するため、追加で必要な報告又は当社が別途要求する情報を記載・記録した書面その他の資料の提供を求める場合があり、実証コンソーシアムはこれに遅滞なく応じるものとする。

なお、不採択とした提案者に対し、不採択の理由については、原則として開示しない。

(2) 審査基準

「2. 公募要件」を満たしており、令和2年度の実証結果から明らかになった課題等を踏まえ、更なる検討が必要とされた電波伝搬等については詳細なデータの取得がより期待されるとともに、ローカル5 G活用モデルの創出・実装等が見込まれる等の事業企画を選定する。審査は主に下表の観点から実施する。なお、審査は、別途提出される支出計画書の妥当性も考慮して実施する。

目的・狙い	項目	審査の観点及び基準の例
ローカル5Gの電波	ローカル5Gの	利活用場面にあわせた電波伝搬等に関する技術的検討が具体
伝搬特性等に関する	電波伝搬特性等	的に設定されていること。
技術的検討が確実に	に関する技術的	(例)
実施でき、かつ安全	検討の具体化	・ ユースケースに基づく技術実証の目的及び目標の明確さ
上問題ないこと		・ 仮説に対応した評価・検証項目及び方法の具体性
	本事業遂行可能	ローカル5 Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討を実施で
	なメンバで構成	きる者等で構成されていること。
	されていること	(例)
		・ ローカル5 Gの電波伝搬特性等に関する技術的検討を担
		当する専門の企業・団体を含む体制か
	実証システムの	基地局、コア設備等については、特定高度情報通信技術活用シ
	安全性が確保さ	ステムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和 2 年法

	れていること	律第 37 号) に基づく開発供給計画認定を受けた実績を有する
		事業者が開発供給した機器であること。
		同認定を受けた実績のない事業者が開発供給した機器にあっ
		ては、ローカル5G導入ガイドラインに記載の「サプライチェ
		ーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策」を
		講じていると認められること。
ローカル5G活用モ	他省庁連携施策	農林水産省『スマート農業加速化実証プロジェクト(ローカル
デルの創出・実装に	の評価	5 G)』として農林水産省から評価を受けていること
関する調査検討が確	ローカル 5 G活	課題解決等に資するローカル5Gを活用したソリューション
実に実施でき、かつ	用モデルの創出・	が具体的であること。
ローカル5Gの普及	実装に関する調	(例)
促進に貢献すること	査検討の具体化	・ 課題設定の具体性(ユーザニーズの反映等)及び課題と実
		証内容との関連性
		・ 実証内容の適正性(最終的な実装時の利用環境や条件を
		想定した上で必要な実証内容の設定等)
		ローカル5Gを用いたソリューションの実現に向けた実
		装シナリオとそれに基づく評価・検証項目等の実証内容
		の具体性
	5 G ソリューシ	本実証を通じて得られたローカル5Gを用いたソリューショ
	ョン提供センタ	ンに関する情報提供をする等、今後総務省が検討予定の5 G
	一(仮称)(以下	SCの実現に向けた検討に協力すること。
	「5GSC」とい	(例)
	う。)へ協力	· 本実証を通じて得られたローカル5Gを用いたソリュー
		ションに係るソフトウェアやドキュメント類等の提供
ローカル5Gの早期	ローカル5Gの	ローカル5 Gを活用したソリューションについて、ローカル
普及に向けた具体的	特性の活用して	5Gの必要性・必然性があること。
な取組であること	いること	(例)
		・ 有線や Wi-Fi や LTE、キャリア 5 Gとの比較による優位
		性
	ローカル5Gの	ローカル5 Gの技術基準等の改訂にむけた検討に確実に貢献
	技術基準等の改	できること。
	訂の具体化	(例)
		・ 本事業の目的であるローカル5Gの技術基準等の改訂等
		を踏まえた内容となっているか。
		・実証内容や仮説の妥当性・成果の確実性
		・ 準同期 TDD の追加パターン検証における実機検証の有
		無

早期の実装・横展	ローカル 5 G活用モデルの早期の実装見込みの高いユースケ
開の見込みがあ	ースであること。
ること	(例)
	・ ローカル 5 G活用モデルの実現時期の具体性
	・ 分野(業界)として当該ユースケースの実装の可能性・期
	待性
	ローカル 5 G活用モデルの実装シナリオに妥当性・確実性が
	あること。
	(例)
	・ 実装シナリオの策定にあたっての前提条件の妥当性
	· 導入に向けた事前分析及び実装シナリオの熟度や妥当性
5GSCの実現	本実証を通じて得られたローカル5Gを活用したソリューシ
に向けた工夫・追	ョンの5GSCへの提供において、ユーザの利便性の観点か
加的な取組	らみた優位性や自社保有のアプリケーション等の提供など、
	5GSCの実現に向けた工夫・追加的な取組があること。

追加提案に関する審査

課題実証及び技術実証の追加提案の審査については、基本提案の審査とは分けて、下表の観点・項目に基づき実施する。

課題実証の追加提案においては、基本提案が優れた提案として評価され、かつ追加提案において も優れた提案として評価される場合、基本提案と追加提案の両方を採択する。

技術実証の追加提案においては、当社の実機検証の実施の観点から、追加提案のみを採択する場合がある。

表 1 追加提案の評価観点・項目

	女工 足加灰米ショ 画既然 - 英日
観点	項目
追加提案は	● 追加提案に係る実証環境について分かるように明記されていること (基本提
具体的か	案に係る実証環境を活用する場合はその旨を明記すること)。
	● 測定指標や測定方法等が具体的に提案されていること【技術実証の追加提案
	の場合に限る。】
	● 課題の要因分析に基づく解決策及び必要な検証内容(検証方法や検証項目等)
	が具体的に提案されていること。【課題実証の追加提案の場合に限る。】
追加提案は	● ローカル5Gへのユースケースに基づく追加提案であること。
効果的か	● 実証目的及び想定する成果に照らして、仮説や実証環境が効果的であること。
	● 課題を解決する手法として効果的な技術、手法が提案されていること(採用す
	る技術や手法の妥当性についても客観的に説明すること)。
追加提案の	● 追加提案の内容に照らして、支出計画の妥当性があること。
妥当性はあ	● 追加提案の内容に照らして、スケジュールの妥当性があること。
るか	● 追加提案の内容を実現するための体制が組成されていること。

(3) 採択決定後の流れ

採択決定後、当社が総務省に対して、当社から実証コンソーシアムへの再委託の承認申請手続を行う。その際、採択された実証コンソーシアムに対し、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあり、追加資料の提出を求められた実証コンソーシアムは、これに応じるものとし、当該資料の作成・提出については提案要領に準じるものとする。総務省から再委託の承認が下りたのち、当社と採択された実証コンソーシアム代表機関との契約手続を行う。ただし、採択決定後であっても、実証コンソーシアムが、公募要件等を満たさないことが判明し又は満たさないと疑われる場合には、当社は、実証コンソーシアムに対して是正(本事業に関与する者を変更することを当然に含むものとし、以下同様とする。)を求めることができる。この場合において、総務省から再委託についての承認が得られない場合又は当社が相当と判断する場合は、当社は、何らの負担・責任を負うことなく採択を取り消すことができる。

5 関連発表及び法令等

- (1) 関連発表
- 令和2年度「地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」の実証成果(GO!5Gホームページ)
 - https://go5g.go.jp/carrier/
- 「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」に係る令和2年度成果及び令和3年度実施 方針の公表(総務省;令和3年4月)
 - https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000291.html
- 「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」実証事業企画公募について(三菱総合研究 所:令和3年6月)
 - https://www.mri.co.jp/news/public_offering/20210616.html

(2) 関連法令等

- 電波法関係審査基準 (平成 13 年総務省訓令第 67 号) <抜粋> (ローカル 5 G部分)
 - ▶ https://go5g.go.jp/sitemanager/wp-content/uploads/2021/06/電波法関係審査基準ローカル5 G 部分<抜粋>.pdf
- 情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会報告(総務省;令和2年7月)
 - https://www.soumu.go.jp/main_content/000697525.pdf
- ローカル5G導入に関するガイドライン(総務省;令和2年12月最終改定)
 - ▶ https://go5g.go.jp/sitemanager/wp-content/uploads/2021/06/ローカル 5G 導入に関するガイドライン改定版.pdf
- ローカル5G免許申請支援マニュアル2.0版(第5世代モバイル推進フォーラム; 令和2年12月)
 - https://5gmf.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/local-5g-manual2.pdf
- 「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(関係省庁)
 - https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/chotatsu_moshiawase.pdf
- 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画 (ローカル5G)
 - https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html

別紙 1 技術実証実施要領

■テーマ別の実施要領

I. 電波伝搬モデルの精緻化の実施要領

<目標設定(必須)>

- 精緻化の対象とするエリア算出法のパラメータを明確化すること。
 - ⇒ 当社で想定する精緻化の対象パラメータと、精緻化の方向性、環境の要件を以下に示す。提案の際は精緻化の対象パラメータを選択するとともに、「実施環境の要件」と実証環境の対応関係を示すこと。
 - ▶ 下表に記載されていないパラメータの精緻化や、パラメータの精緻化以外を目標とする場合は、 その内容と理由を示すこと。

表 2	糖緻化の対象。	ペラメータ	と精緻化の方向性、	生施晋培の亜件
18 L	/TEL WICK V / X 200 /	• / / - /	(. //H WX 11 , V / / / I PI I T .	

利用する 周波数帯	精緻化の対象 パラメータ	精緻化の方向性	実施環境の要件
4.7GHz	K ⁹	斜面や植生、水面の	● 基地局設置場所が屋外である
帯		影響の定量化	● 基地局と測定点の距離が 100m 以上確保できる
			● 斜面や植生、水面等の地形情報データにより算入
			し難い地形の影響が存在する
	S ¹⁰	選択基準の詳細化	● 基地局設置場所が屋外である
			● 基地局と測定点の距離が 100m 以上確保できる
	R ¹¹	壁面の材質・厚さ別	● 基地局設置場所が屋内である
		の定量化	
28GHz 帯	hr ¹²	選択基準の明確化	● 基地局設置場所が屋外である
			● 基地局が見通せない測定点を確保できる
	R ¹³	壁面の材質・厚さ別	● 基地局設置場所が屋内である
		の定量化	

くエリア設計>

- 精緻化の対象パラメータの値について、実証環境の環境条件に基づき精緻化の仮説を立てること。
- 仮説に基づきパラメータの値を修正した算出式を用いて、屋内外のカバーエリアおよび調整対象区

34

⁹ K:地形情報データにより算入し難い地形の影響等の補正値であり、通常はOとし、地形水面の反射、小規模の見通し 外伝搬の影響等を特に考慮する必要のある場合に算入するパラメータ

¹⁰ S:市街地、郊外地及び開放地に対して考慮する補正値であり、下記による。

⁽¹⁾市街地(都市の中心部であって、2階建て以上の建物の密集地や建物と繁茂した高い樹木の混合地域等)

⁽²⁾郊外地(樹木、家屋等の散在する田園地帯、郊外の街道筋等陸上移動局近傍に障害物はあるが密集していない地域)

⁽³⁾開放地(電波の到来方向に高い樹木、建物等の妨害物がない開けた地域で、目安として前方 300~400m 以内が開けているような畑地・田地・野原等)

¹¹ R:基地局を屋内に設置する場合の建物侵入損。実際の建物侵入損が明確な場合は、明示の上、建物に応じた値を適用する。

¹² hr:条件に応じて指定する平均建物高

¹³ R:建物侵入損

域を作図すること。

<測定(必須)>

● <エリア設計>で作図したカバーエリアおよび調整対象区域内において、基地局からの距離が異なる 20 以上の地点で測定すること。その際、<エリア設計>に用いた算出式のカバーエリア及び調整対象区域の閾値と異なっている場合は、それぞれの閾値が実測される基地局相当の無線局からの距離の確認を行うこと。

<分析・考察(必須)>

- ◆ <エリア設計>の作図と実測データを比較し、その差分の要因を分析すること。
- 差分の考察に基づきパラメータを精緻化すること。精緻化後のパラメータを用いた屋内外のカバー エリア及び調整対象区域を作図し、実測に近しい結果が得られていることを示すこと。

II. 電波反射板によるエリア構築の柔軟化の実施要領

<目標設定(必須)>

- ユースケースにおけるエリア構築の課題と、電波反射板による課題解決の方策を明確にすること。
- 課題解決の可能性を検証するために達成すべき目標を定量的に設定すること。

<エリア設計(必須)>

- シミュレーション等により、電波反射板設置前後のカバーエリアおよび調整対象区域を作図し、以下を示すこと。
 - ➤ エリア構築における課題(不感地帯等)
 - ▶ 電波反射板を設置することにより上記課題が解決されること

<測定(必須)>

- <エリア設計>で作図したカバーエリアおよび調整対象区域内の 20 以上の地点において、電波反射板未設置時及び時の受信電力(RSRP¹⁴値)、通信品質(SIR¹⁵または SINR¹⁶)、及び伝送性能(UL/DL 別の伝送スループット、伝送遅延 等)を測定すること。
- 受信電力が<エリア設計>に用いた算出式のカバーエリア及び調整対象区域の閾値と異なっている場合は、それぞれの閾値が実測される基地局相当の無線局からの距離の確認を行うこと。
- 測定地点のデータだけでなく、以下のデータも取得すること。
 - ▶ 電波反射板の諸元:材質、重量、大きさ
 - 電波反射板設置場所の諸元:基地局から電波反射板への到来波の入射角、反射板の位置、高さ、 角度

<分析・考察(必須)>

- <エリア設計>の作図と実測データを比較し、その差分の要因を分析すること。
- 分析を踏まえ、電波反射板を設置する際のエリア設計手法(シミュレーション条件やパラメータ等の選び方等)をモデル化すること。なお、実測の結果明らかになったカバーエリア、調整対象区域

¹⁴ RSRP: Reference Signal Received Power

¹⁵ SIR: Signal to Interference Ratio

¹⁶ SINR: Signal to Interference plus Noise Ratio

がくエリア設計>の作図より広い場合、より適切なエリア構築のための方策を考察すること。

- 電波反射板を利用した結果、ユースケースの所用性能が達成可能かどうかを評価すること。達成できない場合は達成するために必要な方策を考察すること。
- 設置の容易性やコストを、電波反射板を使用しない解決方法と比較し、電波反射板が有効となる条件や使い方を導出すること。

III. 準同期 TDD の追加パターンの開発の実施要領

<目標設定(必須)>

● 開発を検討する準同期 TDD 追加パターンを明確化すること。なお、ここでいうパターンとは、図 2 に示すような、下りスロットと上りスロット、下りスロットから上りスロットへの切替期間を含む特別スロットのパターンのことを意味する。

スロット番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
阿期TDD	D	D	D	S	U	U	D	D	D	D	D	D	D	S	U	U	D	D	D	D	DE
準同期TDD 1	D	D	D	5	U	U	D	5	U	U	D	D	D	\$	U	u	D	5	U	u	- 既存
準同期TDD 2	D	D	5	U	U	U.	D	5	U	U	D	D	5	U.	U	U	D	:5	U	U) th to the
準問期TDD3	D	5	U	U	U	U	D	5	U	U	D	5	U	U	U	U	D	S	U	U	追加例

※D:下りスロット、U:上りスロット、S: DからUへの切替期間を含む特別スロット

※図中の準同期 TDD 追加パターンはあくまでも例であり、開発を検討する準同期 TDD 追加パターンは上記に限る必要はない。以降、図中の「同期 TDD」を「同期パターン」、「準同期 TDD 1」を「制度化済準同期パターン」、開発を検討する準同期 TDD 追加パターンを「追加準同期パターン」とする。

出所) 総務省「課題解決型ローカル5 G等の実現に向けた開発実証 令和3年度実施方針」17

図 2 準同期 TDD 追加パターンの例

< 共用検討シミュレーション(必須)>

- 評価する干渉パターンを明確化すること。なお、干渉パターンとは以下の組み合わせであり、干渉 相手の運用パターンについては「同期パターン」の評価を必須とする。
 - ▶ 干渉相手との周波数隣接状況:同一チャネル、隣接チャネル
 - ▶ 干渉相手の運用パターン:同期パターン(必須)、制度化済準同期パターン、追加準同期パターン
- 局所的な条件とならないよう、移動局の数や配置等は複数の条件での網羅的な確認とすること。
- 実機での測定前のシミュレーションについて:
 - 情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会報告(令和2年7月) 18に記載された手法、パラメータによって、提案する追加準同期パターンの干渉検討をシミュレーションすること。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000745726.pdf

¹⁷ 課題解決型ローカル 5 G 等の実現に向けた開発実証令和 3 年度実施方針 (総務省;令和 3 年 4 月):

¹⁸ 情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会報告(総務省;令和2年7月):

https://www.soumu.go.jp/main_content/000697525.pdf

- 実機での測定後¹⁹のシミュレーションについて:
 - ▶ 基地局諸元における送信スペクトラムマスクは基地局の実力値(実際に測定)を利用すること。
 - ▶ 移動局の送信電力分布は、実証によって得られた移動局の送信電力分布を使用すること。
 - ▶ その他のパラメータに実証から得られる値を使用する場合、理由、根拠を明確にすること。

く測定(実施は任意だが、実施する場合は以下の要領に従うこと)>

- 実機で評価する干渉パターンを明確化すること。なお、

 <u>く共用検証シミュレーション>で行った全</u>

 <u>ての干渉パターンを実機で検証する必要はない</u>が、干渉相手の運用パターンについては「同期パターン」の評価を必須とする。
- ◆ く共用検討シミュレーション>の結果に基づき、離隔距離の検討が可能な環境を確保すること。
- 同期パターン以外の準同期 TDD パターンを実装した機器 (制度化済準同期パターンのみでも構わない) を利用すること。
- 与干渉/被干渉の両方の測定に必要な機材を調達すること。具体的には、干渉相手となる基地局、移動局を必要な台数調達すること。
- 与干渉/被干渉システムをそれぞれ単独運用した場合と同時に運用した場合のそれぞれで、受信電力 (RSRP 値)、通信品質 (SIR または SINR)、及び伝送性能 (UL/DL 別の伝送スループット、伝送遅延 等)を測定すること。
- 評価に必要となる基地局の送信電力、空中線利得、設置位置等の情報を入手すること。

<分析・考察(必須)>

● 与干渉については、情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会報告 (令和2年7月)²⁰の干渉検討を参考に、与干渉量、所要改善量、所要離隔距離を下表のように取りまとめ、共用条件を示すこと。

項番	パラメータ		帯域内干渉			その他						
		与干渉量 [dBm/MHz]		所要離隔距 離[m]	与干渉量 [dBm/MHz]	所要改善量 [dB]	所要離隔距 離[m]					
1	設定値											
	実測値											

表 3 干渉検討の取りまとめイメージ

● 被干渉については、与干渉局からの距離を変数とした際の無線区間の伝送性能(スループット、遅延等)を取りまとめ、共用条件下でユースケースの所用性能が達成可能か評価すること。達成できない場合は達成するために必要な方策を考察すること。

¹⁹ 実施環境・システムが同一であれば、課題実証や、技術実証の他のテーマを実施する際に取得したデータを利用してもよい。

²⁰ 情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会報告(総務省;令和2年7月): https://www.soumu.go.jp/main_content/000697525.pdf

IV. その他のテーマに係る実施要領

● I~III とは異なる観点で、技術基準改定等に資するテーマであること。 ※I~III の一部のみを行う場合は認めない。

別紙2 注文条件(案)

以下、株式会社三菱総合研究所を「甲」、実証コンソーシアム代表機関を「乙」とし、第3条第1項に 定める「再委託者」には乙以外の当該実証コンソーシアムの他の構成員を含むものとする。

第1章(総則)

(契約の目的等)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された文書等及び乙が提出した実施計画書並びにその他の書類で明記したすべての内容(以下「仕様書等」という。)に定める請負業務(以下「本業務」という。)を納入期限までに完了し、仕様書に定める成果物(以下「成果物」という。)を甲の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払う。なお、乙は、この契約書の有効期間中のいずれの時点においても、甲が総務省の承認のもと定める公募要件、審査基準及びその他の要件・基準(以下「本件公募要件等」という。)を満たしていなければならない。

(納入期限及び納入場所)

第2条 契約 (請負) 期間、納入期限及び納入場所は、仕様書のとおりとする。乙は前項の条件のとおり 成果物を納入する。

(再委託)

第3条

- 1. 乙は、この契約の全部を第三者(甲又は乙以外の個人、法人又はその他の団体をいい、乙との支配関係及び関連を問わない。以下同じ。)に委託することはできない。ただし、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託をしようとする第三者(以下「再委託者」という。)の住所又は所在地、氏名又は名称、再委託する業務の範囲、その必要性、契約金額、再委託の業務に従事する者の適格性、情報保全のための履行体制について記載した書面その他甲が別途要求する情報を記載・記録した書面その他の資料を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。なお、再委託者は、乙と同様に、この契約書の有効期間中のいずれの時点においても、本件公募要件等を満たす者でなければならない。また、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとする場合又は再委託者が更に再委託する場合(それ以降の再委託も含むものとし、以下「再委託者」には乙の直接の再委託先以降の委託先も含まれるものとする。)についても同様に甲の承認を受けなければならない。
- 2. 乙は、この契約の一部を再委託するときは、この契約において乙が甲に対して負うべき義務と同等 の義務を負わせるとともに、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して全ての責 任を負う。
- 3. 乙は、この契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項についてこの契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約に基づく請負業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任す

る場合には、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(仕様書等の疑義)

第5条

- 1. 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。
- 2. 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章(契約の履行)

(監督等)

第6条

- 1. 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合には、監督者を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。
- 2. 甲は、乙に対し、乙及び再委託者が本件公募要件等を満たしているか否かを確認するため、いつで も当該確認に必要な報告又は甲が別途要求する情報を記載・記録した書面その他の資料の提供を求 めることができ、乙はこれに遅滞なく応じる。
- 3. 甲は、監督者を定めたとき、その氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知する。
- 4. 乙は、監督者の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力する。
- 5. 監督者は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 6. 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれる。

(履行完了の届出)

第7条 乙は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって甲に届け出なければならない。この場合、成果物として仕様書等において提出が義務づけられているものは、これを添えて届け出る。

(検査)

第8条

- 1. 甲又は甲が検査を行う者として定めた従業員(以下「検査担当者」という。)は、前条の規定により届け出を受理した日から起算して10日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。
- 2. 甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指示する場所で検査を行うことができる。
- 3. 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知する。なお、前条の規定による届け出を受理した日から起算して14日以内に、乙に検査結果の通知をしないときは、合格したものとみなす。

- 4. 乙は、検査担当者の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力する。
- 5. 乙は、検査に先立ち検査担当者の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出しなければならない。
- 6. 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 7. 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合において、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知する。

(所有権の移転)

第9条

- 1. この契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲が成果物を受領したと きに乙から甲に移転する。
- 2. 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は、乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担する。

(経費内訳の調査)

第10条

- 1. 乙は、この契約の履行に係る要精算経費(その他経費及び管理費以外の経費をいう。以下同じ)について他の経費と区別して、その出納を明らかにする。
- 2. 乙は、経費の支出額を使途別に区分して、かつ、その支出内容を証する書類を整理して、請負期間 の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。
- 3. 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、経費の使途についての報告を求め、また実地に調査をすることができる。
- 4. 本業務を実施するにあたり必要となる無線局開設に係る免許関係諸経費は、乙の負担とする。

(精算書等の提出)

第11条 乙は要精算経費について履行完了等のために要した経費に関する内訳を示した精算書及びその 他の証拠書類を、業務完了後速やかに甲に提出しなければならない。

(金額の確定)

第12条

- 1. 甲は、第8条の検査の結果、履行の内容が契約内容に適合すると認めたときは、この金額を確定し、 乙に支払われる代金の金額とする。
- 2. 要精算経費の確定金額は、履行完了のために乙の要した費用として甲が確定した金額とする。
- 3. 管理費の確定金額は、管理費の算出基礎となる経費(要精算経費部分については支出実績額)の合 計額に管理費の算出率を乗じて得た額とするが、契約時の請負金額内訳中の管理費額を超えてはな らない。
- 4. 要精算経費についての確定額の算定は、前条に規定する精算書及びその他の証拠書類による。この 場合、甲がこの契約の金額を確定するために必要があると認めるときは、履行完了に要した乙の経

費内容を調査することができるものとし、乙はこれに協力する。

(代金の請求及び支払)

第13条

- 1. 乙は、契約の履行を完了した場合において、甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求する。
- 2. 甲は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30 日(以下「約定期間」という。)以内に代金を支払う。

(納入期限の猶予)

第14条

- 1. 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は、原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しない。
- 2. 乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合には、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日(納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。)までの日数に応じて、当該契約金額に年3パーセントを乗じて得た遅滞金を甲に対して支払う。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。
- 3. 前項の規定による遅滞金のほかに、第20条第1項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払う。
- 4. 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害(甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。)について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第20条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用する。

第3章(契約の効力等)

(履行不能等の通知)

第15条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知しなければならない。

(契約不適合による履行の追完、代金の減額及び契約の解除)

第16条

1. 成果物が契約の内容に適合しない場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。

- 2. 成果物が契約の内容に適合しない場合 (甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。)、 甲は、相当な期間を定め、履行の追完を催告できる。
- 3. 甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙が履行の追完をしないで仕様書等に定める時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が第2項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないこと が明らかであるとき。
- 5. 甲が履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中成果物を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第14条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 6. 甲が第2項に規定する催告をし、その期間内に履行の追完がないとき、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が軽微であるときは、この限りでない。
- 7. 甲が前項に基づき解除した場合、乙は、甲に対し、第20条第1項の規定による違約金を支払わなければならない。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しない。
- 8. 甲は、成果物が契約の内容に適合しないことより生じた直接及び間接の損害について、乙に対して その賠償を請求することができる。ただし、第20条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条 第3項の規定を適用する。
- 9. 第1項の規定により甲が履行の追完の請求をした場合、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、あらかじめ甲の承認を得ることで甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 10. 甲が成果物が契約の内容に適合しないことを知ったときは、その不適合を知った日から1年以内に 乙に対して通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合 を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 11. 第1項の規定に基づく履行の追完については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 12. 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。
- 13. 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第4章(契約の変更等)

(契約の変更)

第17条

1. 甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、仕様書

等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2. 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出する。
- 3. 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

第18条

- 1. 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2. 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第19条

- 1. 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙が納入期限(第14条第1項により猶予を承認した場合は、その日。)までに、履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかなとき。
 - (2) 第8条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
 - (3) 第16条第6項に該当するとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
 - (5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (6) 乙が、破産手続開始決定を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の 申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- 2. 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償する。

(違約金)

第20条

- 1. 乙は、前条第1項又は第26条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を甲に対して支払わなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。
- 2. 前項の規定による違約金のほかに、第14条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲 に対し当該遅滞金を併せて支払わなければならない。
- 3. 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲が その超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(乙の解除権)

第21条

- 1. 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2. 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3. 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。

(知的財産権)

第22条

- 1. この契約において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権」と総称する。)
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠 法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配 置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業 財産権を受ける権利」と総称する。)
 - (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利 に相当する権利(以下「著作権」という。)
 - (4) 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、 甲が乙と協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。) を使用する権利
- 2. 「発明等」とは、次に掲げるもの((1)から(5)のそれぞれに関し、外国における同種の法律による 保護の対象となるものを含む。)をいう。
 - (1) 特許法(昭和34年法律第121号)第2条第1項に規定する発明
 - (2) 実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項に規定する考案
 - (3) 意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する意匠及びその創作
 - (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する 回路配置及びその創作
 - (5) 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項に規定する著作物及びその創作
 - (6) ノウハウの案出
- 3. 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、 実用新案法第2条第3項に定める 行為、意匠法第2条第2項に定める行為及び著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく 利用行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する行為並びにノウハウを 使用する行為をいう。

- 4. 乙は、この契約に関して甲が開示した情報(公知の情報及び乙自らが本業務外で既に入手している ものと認められる情報を除く。以下同じ。)及び契約履行過程で生じた成果物等に関する情報をこ の契約の目的以外に使用し、又は第三者への開示若しくは漏洩をしてはならないものとし、そのた めに必要な措置を講じなければならない。なお、乙は、当該情報をこの契約以外の目的に使用する、 又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に甲に承認を得なければならない。
- 5. この契約の成果物(ただし、第8項に定める届出があった場合は、この契約にかかる実証事業(以下「本実証事業」という。)で構築した5Gソリューションシステムを構成する発明品等を除く。)に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権及びノウハウ(営業秘密)は甲の顧客である総務省に帰属し、総務省が独占的に使用する。ただし、乙は、この契約の成果物に関する著作権又はノウハウ(営業秘密)を自ら使用する、又は第三者をして使用させる場合は、甲と別に定める使用許諾契約を締結するものとする。なお、乙は甲、総務省及び成果物を二次使用(複製、改変、頒布、公衆送信等、二次的に使用する一切の行為をいい、商用目的での使用も含む。以下同じ。)する者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させてはならない。
- 6. 乙は、成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、 甲が特に指示した場合を除き、甲が甲以外の者に二次使用を許諾することを含めて、使用許諾を当 該第三者から取得できるよう調整に努めることとし、使用許諾の取得を含む既存著作物の仕様に必 要な一切の費用を負担しなければならない。また、乙は、成果物について、甲以外の者が二次使用 できる箇所と二次使用できない箇所が明確に区別できる形とし、甲以外の者が二次使用できない箇 所については、二次使用ができない理由を付して納入しなければならない。
- 7. 乙は、この契約に基づく作業に関し、第三者との間に知的財産権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰すときを除き、乙の責任及び負担において一切を処理しなければならない。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講ずる。
- 8. 甲は、乙が以下(1)から(4)までのいずれの規定を遵守することを、甲の指定する様式により、書面で甲に届け出た場合、本業務においてなされた発明等に係る知的財産権(当該届出において記載された発明に限る。)を乙から譲り受けないものとする。届出には本業務にかかる実証コンソーシアムにおいて当該発明等に係る知的財産権の留保を希望する者(以下、「発明者等」という。)が以下(1)から(4)を遵守することを約する書面を添付するものとし、乙は発明者等をしてこれを行わせる。
 - (1) 発明者等は、本業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なくその旨を甲に報告する。
 - (2) 発明者等は、甲が本業務に係る知的財産権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合(総務省が別途調達する「5 Gソリューション提供センターに係る実証実験(仮称)」に関する調査研究請負業務での活用や、同実証実験で検討される「5 Gソリューション提供センター(仮称)」が実現された場合の同センター経由での第三者へのアプリケーション提供やドキュメント類の公開等を含む。)には、無償で当該知的財産権を実施する権利(総務省又は総務省が指定する者によるアプリケーションの提供等を含む。)を総務省に許諾する。
 - (3) 発明者等は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を

相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的 財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、 当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

- (4) 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって、産業技術力強化法施行令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として同施行令で定める場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けることを発明者等が約すること。なお、甲は、乙が上記で規定する書面を提出しない場合、発明者等から当該知的財産権を譲り受けるものとする。発明者等は、乙が書面を提出したにもかかわらず上記の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権の追加費用を請求することなく甲に譲り渡さなければならない。また、発明者等は、乙が書面を提出したにもかかわらず上記の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認められる場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。理由がないと甲が認められる場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
- 9. 本実証事業で構築する5Gソリューションシステムを実現するにあたり、採択時に乙が既に保有しているあるいは第三者が権利を有するソフトウェア等が必要となる場合、前項第2号において総務省が知的財産権を実施する際に必要があれば、乙は、使用許諾の取得に係る当該権利者との調整に可能な限り協力する。その際、使用許諾の取得に必要な費用が発生する場合は、当該費用負担の在り方については総務省と当該権利者の間で別途協議する。
- 10. 乙は、成果物の利用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償する。
- 11. 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従う。

(支払代金の相殺)

第23条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第5章(暴力団排除特約条項及び本件公募要件等を欠く場合の甲による解除等)

(属性要件に基づく契約解除)

- 第24条 甲は、乙又は再委託者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第25条 甲は、乙又は再委託者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、 何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(本件公募要件等を欠く場合の甲による解除等)

第26条

- 1. 乙又は再委託者が本件公募要件等を満たさないことが判明し又は満たさないと疑われる場合には、 甲は、乙に対して是正(本業務に関与する、乙の役職員、再委託者または再委託者の役職員を変更 することを当然に含むものとし、以下同様とする。)を求めることができる。この場合、乙は、当該 是正要求に直ちに従う。
- 2. 乙又は再委託者が本件公募要件等を満たさないことが判明し又は満たさないと疑われる場合には、 甲は、総務省による指示又は承認のもと、この契約及びこの契約に関連する甲乙間の契約の全部又 は一部を解除することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条

- 1. 乙は、契約後に下請負人等(第3条第1項に定める再委託者を含む。以下同じ。)が第24条から前条までの規定に基づく解除対象者であることが判明したときは(本条の適用において、第24条から前条までにおける「再委託者」は「下請負人等」と読み替えるものとし、以下本条において同様とする。)、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2. 甲は、乙が下請負人等が第24条から前条まで規定に基づく解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第28条

- 1. 甲が、第24条から前条までの規定に基づき、この契約、この契約に関連する甲乙間の契約及び/又は乙と下請負人等との契約が解除されたことにより乙に損害が生じた場合であっても、乙は、甲に対して、損害賠償請求その他何らの権利主張を行うこともできない。
- 2. 甲が第24条から前条までの規定に基づき、この契約、この契約に関連する甲乙間の契約及び/又は 乙と下請負人等との契約が解除されたことにより甲に損害が生じた場合は、乙は、甲に対して、そ の損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求 又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下 請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、 警察への通報及び捜査上必要な協力を行う。

第6章(談合等特約条項)

(談合等の不正行為に係る違約金)

第30条

- 1. 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。 以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が 独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法 第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納 付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する 行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合に おいて、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対 し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である 当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、 かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第

- 45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙が前各号に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 2. 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約代金 (契約締結後に契約代金に変更があった場合には、変更後の金額)の100分の10に相当する額のほ か、契約代金の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければな らない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の 規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3. 乙は、契約の履行を理由として前各項の違約金を免れることができない。
- 4. 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害金の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第7章(守秘義務等)

(守秘義務)

第31条

- 1. 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する、又は乙が本請負契約の履行に際し知得する一切の情報(契約を履行する一環として乙が収集、整理、作成等した情報であって、甲が保護を要さないと確認したものを除く。)については、適切に管理し、請負期間中はもとより、本請負の完了、若しくは中止、又はこの契約が解除された後においても、守秘義務を負う。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。
 - (1) 開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、乙の責によらずに公知となった情報
 - (4) 開示を受けた、又は知得した後、甲が秘密でないと判断した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (6) 甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (7) 第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報(ただし、甲が同意した 特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ 本条に規定する守秘義務が免除される。)
- 2. 前項の有効期間は、本請負の完了、若しくは中止、又はこの契約が解除された日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲は、乙と協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。
- 3. 乙は、本請負の完了時若しくは中止時、又はこの契約の解除時、原則として、第1項により乙に開示された又は乙が知得した情報を甲に返却し、又は再生不可能な状態に消去、若しくは廃棄の上そ

- の旨を証する書面を甲に報告する。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、甲の承認を得なければならない。その場合であっても、原則として、5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄する。
- 4. 乙は、履行後であっても第1項により守秘義務を負う情報の漏えいや滅失、毀損等の事故や疑い、 将来的な懸念の指摘があったときには、直ちに甲に対して通知し、必要な措置等を講じるとともに、 その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもっ て甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。また、甲から情報の管理状況等の確認を求めら れた場合は、速やかに報告するとともに、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報の管 理体制、管理状況等について、調査することができる。
- 5. 第3条に基づき委託業務の一部を第三者に委託又は請負させる場合、乙は当該第三者に対し、第1項から前項に定める措置を遵守させる。

(情報保全の履行体制)

第31条の2

- 1. 前条により守秘義務を負う情報の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく甲に通知しなければならない。
 - (1) 甲が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱う履行体制
 - (2) 甲の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせない履行体制
 - (3) 甲が許可した場合を除き、乙に係る親会社や乙に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の乙以外の者に対して伝達又は漏えいさせない履行体制
- 2. 乙は、この契約の履行中、履行後を問わず情報の漏洩等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときは、直ちに必要な措置等を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、乙は、甲から求められた場合は、情報の管理の履行状況等を報告するとともに、甲又は総務省による調査が行われる場合は、これに協力する。
- 3. 乙は、個人情報等機微な情報の管理について、以下の対応を行う。なお、再委託等を行う場合にあっては、再委託者にも同様の対応を求めなければならない。
 - (1) 情報の管理を徹底する体制の整備
 - (2) 機密情報の管理手段が記載された文書の作成
 - (3) 実施計画書で定める情報セキュリティに係る対応の履行
 - (4) 情報セキュリティが侵害された、又はその発生が疑われる場合の対処体制の整備
 - (5) 前号の事案が発生した場合の速やかな対処及び甲への報告

(個人情報の取り扱い)

第32条

1. 甲は乙に対し、甲の保有する個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)を開示する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示するとともに、乙の管理体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について書面で確認しなければならない。

- 2. 乙は個人情報の開示を受けた場合、この契約の目的の範囲内において使用するものとし、次に定め る個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 個人情報を入力、閲覧及び出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定する。
 - (2) 請負業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。
 - (3) 紙媒体・電子データを問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとし、この契約の目的の範囲内において、甲の承認を受けて複製することができる。
 - (4) 個人情報の返却に当たっては、書面をもってこれを確認する。
 - (5) 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去する。
 - (6)漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、請負業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。
- 3. 甲は、開示した個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
- 4. 第3条に基づき請負業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は再委託者に対し、第2項に定める 措置を遵守させるものとし、再委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先 を通じて、または甲自ら前項の措置を実施することとする。再委託者が再々委託を行う場合以降も 同様とする。
- 5. 開示を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合、 乙は直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければ ならない。

第8章(雑則)

(調査)

第33条

- 1. 甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は甲が指定する者に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2. 乙は、前項及び第30条第4項に規定する調査に協力する。

(紛争の解決)

第34条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解 決するものとする。

(裁判所管轄)

第35条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

- 第36条 甲及び乙は、本請負を完了若しくは中止し、又はこの契約が解除された場合であっても、次に掲 げる事項については、引き続き効力を有するものとする。
 - (1) 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの 第31条第1項から第2項及び第4項から第5項までに規定する事項
 - (2) その性質上各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの 第31条第1項及び第3項から第5項までに規定する事項を含むがこれらに限られない。

(特約事項)

第37条

- 1. 乙又は再委託者において、この契約に関する情報発信を行う場合、この契約の成果である旨を明示するとともに、あらかじめ甲に対して情報提供を行う。
- 2. 本実証事業に使用するシステム、施設、設備等については、乙による保有又は借入れで賄うこととし、本業務終了後における取扱いについては、甲と別途協議の上、乙において適切な処理を図る。